

地域力創造グループの施策等について②

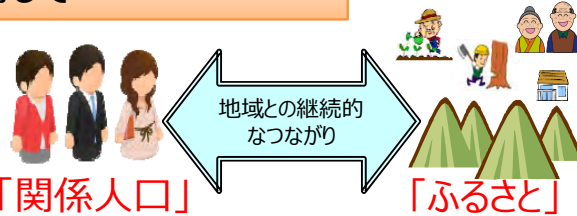
平成31年4月25日
地域力創造グループ
地域自立応援課

關係人口創出・擴大事業

- 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる者である「関係人口」に着目し、地域外からの交流の入り口を増やすことが必要（「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」）。
- 地域外の者が関係人口として、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体を支援するモデル事業を実施。将来的には、定住人口の増加も期待。

事業内容

1 地域との関わりを持つ者に対して



① その地域にルーツがある者等

その地域にルーツがある者等を対象に、関係人口を募る仕組みを地方公共団体が設け、その取組に賛同する者に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供。

② ふるさと納税の寄附者

ふるさと納税制度を活用し、ふるさとに一定の関心を持っている**寄附者**に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供。

2 これから地域との関わりを持とうとする者に対して

これから地域との関わりを持とうとする者を対象に、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供。地域の課題やニーズと、関係人口となる者の想いやスキル・知見等をマッチングするための中間支援機能を形成。

3 都市住民等の地域への関心を醸成する取組

地方公共団体が都市部等に所在する個人・企業・その他団体（NPO・大学のゼミなど）と連携し、都市住民等の地域への関心を高めるための取組



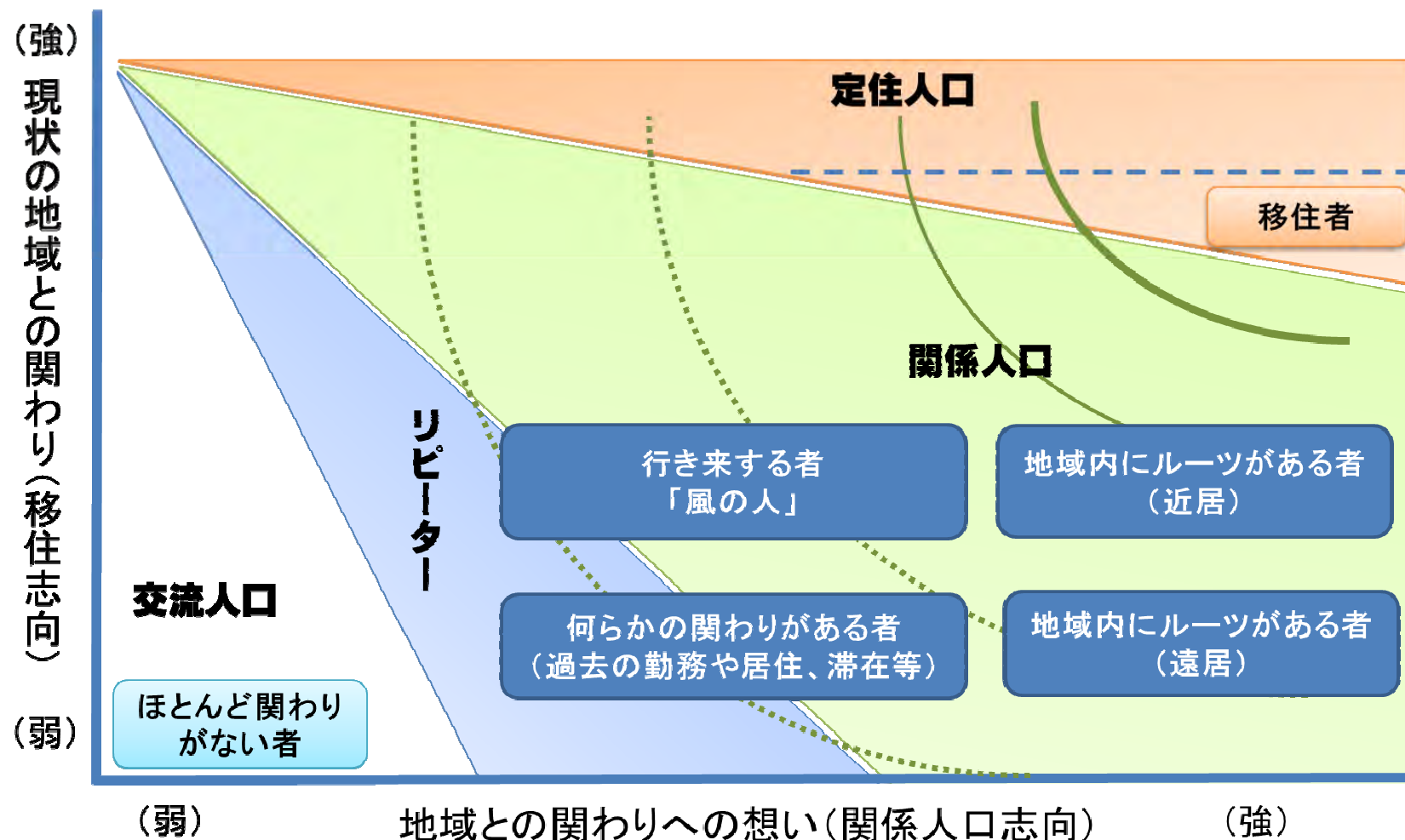
4 訪日外国人の地域への関心を醸成する取組

地方公共団体が地域住民や地域団体等と連携し、訪日外国人との交流を促進し地域（地域住民や地場産業）との継続的なつながりを創出するために行う取組



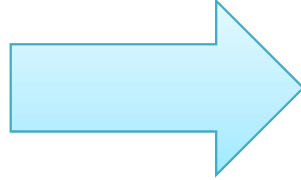
「関係人口」とは

- 「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。

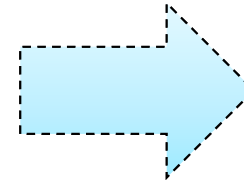


「関係人口」により期待される効果（まとめ）

- ・きっかけ作り
- ・裾野の拡大
- ・地域課題への貢献



関係人口



＜地域側の効果＞

移住者の増

地域に対する
関心・関与の弱い
地域外住民

＜地域側の効果＞

地域課題の解決
(ヒト・モノ・カネ・戦略の補完)

地域における「誇りの空洞化」の回避

地域経済の活性化

＜地域外側（主に都市部）の効果＞

自己実現欲求、所属欲求の充足

「関係地域」の創出

＜全国的効果＞

都会と地方とのつながりの再生

シェアリングエコノミー活用推進事業

シェアリングエコノミー活用推進事業

シェアリングエコノミー活用推進事業

H31予算 0.5億円

- シェアリングエコノミーの推進によって、
 - 地域の既存リソースの有効活用等を進めることによる地域活性化
 - 個人間のサービス提供による行政・公共サービスの補完につながることを期待されている。
- そこで、地域経済の好循環の更なる拡大に向け、シェアリングエコノミーを活用して、**地域の社会課題解決を図る**ため、地方公共団体による取組を支援。

対象事業 シェアリングエコノミーを活用し地域の社会課題解決を図る取組のうち、**新規性・モデル性の極めて高いもの**

イメージ

地域における課題

- 子育て支援
- 地域の足の確保
- 空きスペース対策
- 地域人材の活用 等

地方公共団体が活用し、地域課題を解決

シェアリングエコノミー

<地域の活用されていない資源>

- ◆ 遊休スペース（空き家、廃校など）
- ◆ 主婦等のすきま時間
- ◆ 活用されていないスキル
- ◆ 使っていないモノ 等

プラットフォーム

<地域住民のニーズ>

- ◆ 一時的な活動場所が欲しい
- ◆ クラウドワーカーとして働きたい
- ◆ 部屋の空きスペースを活用したい
- ◆ 何かあった時に子育てを頼る人が欲しい 等

H30モデル事業（例）

【事業概要】（岐阜県飛騨市）

市の過疎地域活性化を目的とし、高齢者等の空きスペース等を活用した人との交流をテーマとする民泊を提供し、交流人口の拡大と地域住民の生きがいづくりを促進する。



【事業概要】（長崎県島原市）

行政による子育て支援策では不足できない部分をシェアリングエコノミーを活用し、より充実した子育て支援などを図る。

AsMamaと協定を結び、サービス利用者・提供者の登録・利用を促進する。



シェアリングエコノミー活用推進事業（平成30年度採択団体）

団体名	地域課題	事業概要
青森県弘前市	・高齢者等の自宅玄関口における寄せ雪の除雪作業のマンパワー不足 ・雪の処理場所の不足	・学生等雪かきの手伝いができる地域住民を活用。 ・空きスペースの所有者を活用。
岩手県盛岡市	ひとり親世帯の所得の向上	ウェブデザインやデータ入力等のテレワーク可能な業務をアウトソーシングする民間企業とマッチング。
岩手県釜石市	ラグビーワールドカップ等で来訪する観光客向けの宿泊施設・駐車場・交通手段・観光案内ガイドの不足	空き家・空きスペース、車・自転車、地域の観光に関する知識を有する地域住民を活用。
宮城県気仙沼市	観光地を周遊するための二次交通の不足	民有車を休日は観光客用、平日は市の公用として利用するカーシェアを実施。市の経費削減にも貢献。
神奈川県真鶴町	・空き家の増加 ・就労意欲のある若年層の女性の雇用の場の減少	空き家をワークシェアオフィスとして活用し、当該オフィスで働く地域住民に対して民間企業が業務を発注。
福井県鯖江市	・市を訪れる地場産業の視察者・観光客が当該産業等を体感できる視察・観光メニューの掘り起こし ・住民の移動手段の不足	・眼鏡、繊維、漆器等地場産業の工房の空きスペース等で、当該産業の従事者が「コト体験」の機会を提供。 ・車・運転スキルを持つ地域住民を活用。
長野県北相木村	移住定住希望者・関係人口の掘り起こし	ダム旧現場事務所を地域住民が運営するシェアハウス・シェアオフィスとし、観光客・民間企業が活用。

団体名	地域課題	事業概要
岐阜県飛騨市	アユ釣り客等を中心とした観光客のための宿泊施設、観光ガイドの不足（滞在型観光の振興）	自宅の空きスペースや地域の観光に関する知識を有する地域住民を活用。
愛知県犬山市	「駐車場待ち」の観光客の車による市内の深刻な渋滞	病院・商店等の空きスペースを駐車場として観光客等に開放。
三重県紀北町	過疎化に伴う公共交通の衰退（高齢者や飲酒した住民の移動手段の不足）	・車・運転スキルを持つ地域住民を活用。 ・地元交通機関（路線バスとの調整）、大学（企画支援）、商工会（地域ポイント決済ICカード提供）等が連携して実施。
大阪府池田市	高齢化するベッドタウンにおける公共交通の衰退（路線バス減便等による市街地等への移動手段の不足）	車・運転スキルを持つ地域住民を活用。
奈良県吉野町	・少子高齢化に伴う地域コミュニティの弱体化（住民相互の支え合いの低下） ・観光地に向かう二次交通の強化	・子どもの教育等のスキルを持つ地域住民と子どもの学習支援ニーズを持つ子育て世代をマッチングするなどして住民相互の支え合いを実現。 ・車・運転スキルを持つ地域住民を活用。
佐賀県	既存の行政サービスで対応できない子育て世代のニーズへの対応	地域住民の活用によるベビーシッターや家事支援等のサービスの提供。
長崎県島原市	・家事・育児等の負担による女性の離職、自己実現機会の喪失 ・地域における新たな雇用の掘り起こし	・子育てが落ち着いた世代の地域住民等を活用した子育て支援 ・空いた時間にスキルを使って働きたい地域住民に民間企業の発注する仕事をマッチング

サテライトオフィス・マッチング支援事業

サテライトオフィス・マッチング支援事業

サテライトオフィス・マッチング支援事業

H31予算 0.1億円

- これまでに実施した企業ニーズ調査を踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。



三大都市圏企業

多くの企業が
サテライトオフィスに前向き

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との
マッチング機会を提供



地方公共団体

600を超える地方公共団体が
誘致に取り組む

<参考>「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

対象経費：都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
：お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
：お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

※ 対象経費の上限額：1団体当たり1,000万円 ※ 措置率0.5×財政力補正

お試しサテライトオフィス特設サイト・Facebookページの開設

魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設。

- 特設サイトでは、「お試し勤務」を受け入れる地方公共団体の紹介や、お試し勤務施設の概要、近隣施設などを掲載
- 併せてFacebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>



総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ

▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>



Facebook 総務省 -お試しサテライトオフィス-

検索

地域おこし企業人交流プログラム

地域おこし企業人

地域おこし企業人交流プログラム

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうプログラム。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

活動地域

- ①定住自立圏に取り組む市町村(中心市及び近隣市町村)
- ②条件不利地域を有する市町村

期間

6月～3年

特別交付税措置

○企業人の受入の期間前に要する経費

上限額 年間100万円(措置率0.5)／団体

(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

○受入に要する経費

上限額 年間560万円／人(平成31年度上限引上げ)

○企業人が発案・提案した事業に要する経費

上限額 年間100万円(措置率0.5)

実績

○平成29年度(特別交付税ベース)

地域おこし企業人 57名／50市町村

○平成30年度(特別交付税ベース)

地域おこし企業人 70名／56市町村

【地域における企業人の活動事例】

(ICT分野)

○ICTを活用した高齢者生活支援・アクティブシニア活躍支援・健康増進事業

(観光分野)

○観光分野の専門知識や経験をいかし、観光連携組織(DMO、観光協会等)との連携によるインバウンド対策・着地型旅行商品の開発・閑散期の誘客対策

(シティプロモーション)

○営業の専門知識や人脈と経験をいかし、地域ブランドを大都市圏でPRし、販路を拡大

(エネルギー分野)

○再生可能エネルギーの専門知識をいかし、新産業及び地域雇用を創出

地域おこし企業人官民連携推進事業

H31予算 0.2億円

地域おこし企業人受入に係る課題を把握・分析するとともに、企業人受入による市町村・企業双方のメリットを収集し、広く普及することにより、地域おこし企業人交流プログラムの推進を図る調査研究を実施。

「地域おこし企業人交流プログラム」導入事例（年度間スケジュールのイメージ）

N年度開始時に企業の人材を受け入れる例

【①受入前の派遣交渉】
受入前年度において地方公共団体から、民間企業に派遣の交渉

(N-1) 年度中

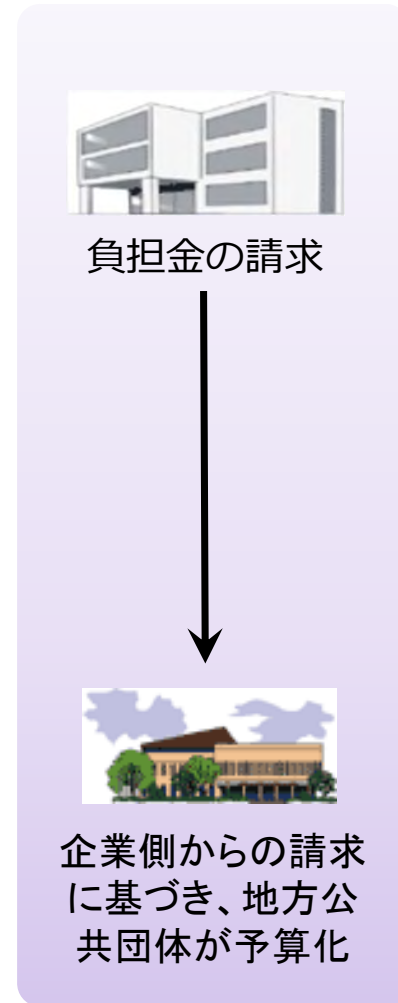
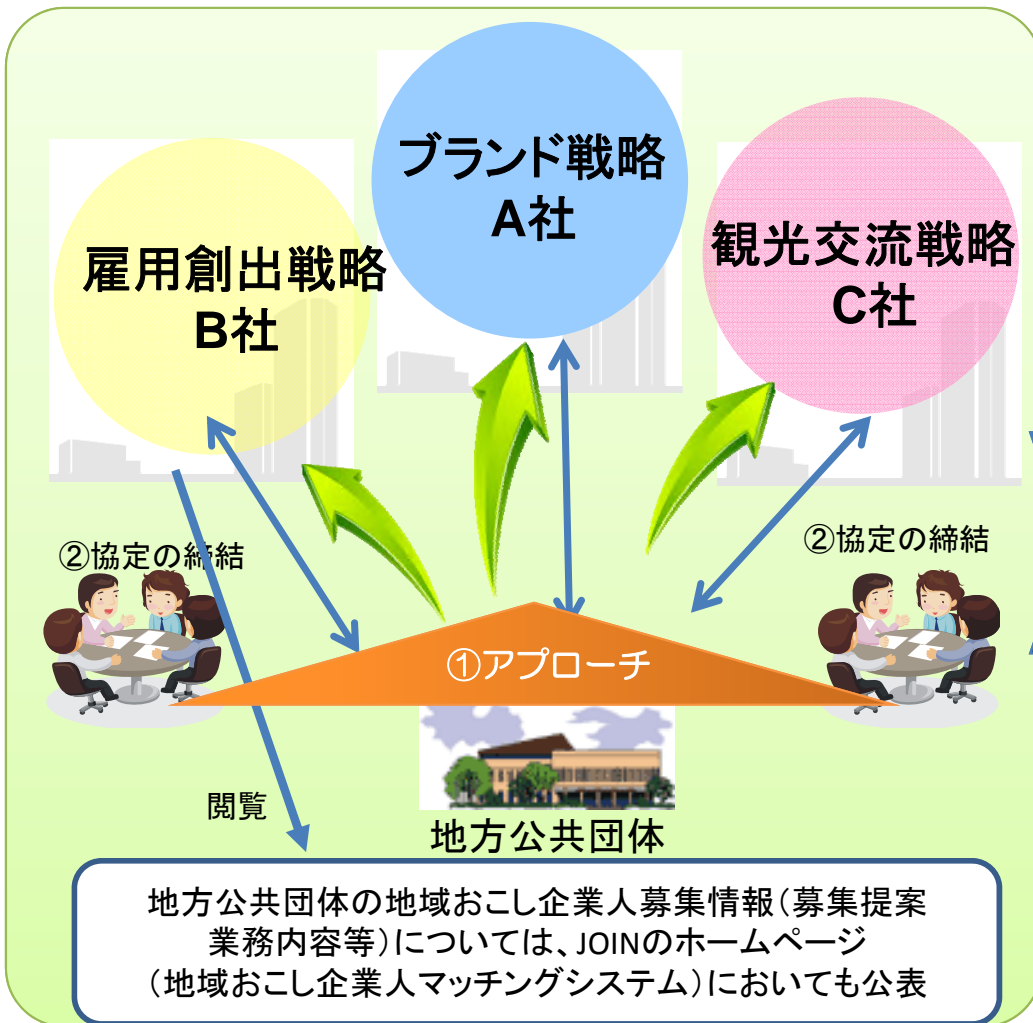
【②派遣協定の締結】
受入自治体と派遣元企業において協定を締結

(N-1) 年度中
(3月末まで)

【③派遣期間中】
地域おこし企業人として、協定に基づき職務に従事。企業人の発案・提案による事業について

N年度4月～

【④経費負担】
協定に基づき、企業人に係る人件費等を地方公共団体から派遣元企業に対して歳出
N年度中に支出負担行為



地域おこし企業人交流プログラム ～活用事例～

北海道美瑛町

ヤフー株式会社

所 属：政策調整課 課長補佐

派遣元：ヤフー株式会社

派遣期間：平成28年10月～（活動中）

「ITを活用した交流人口の拡大」に取り組み、町内の観光施設や宿泊施設、飲食店等のスポットの観光客層を「見える化」。

また毎週水曜日の終業後、町内のコミュニティカフェで対話集会を開催して、町民同士のネットワークを構築、イベントの企画等も行っている。



兵庫県豊岡市

楽天株式会社

所 属：環境経済部大交流課

派遣元：楽天株式会社（楽天トラベル）

派遣期間：平成25年4月～平成28年3月（3年間）

民間企業の戦略・戦術を活かし、観光行政にマーケティング手法を取り入れるとともに、web戦略の経験を活かし、外国からのFIT（個人手配旅行）の観光客誘致につなげる業務を展開。

地域おこし企業人を中心としたインバウンド観光推進の結果、豊岡市における外国人宿泊客は5年間で40倍に増加するなど効果を上げている。



外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

○地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録

○民間専門家(343名)、先進自治体で活躍している職員(16名(組織を含む))

(平成31年4月1日現在 計359名・組織)

○地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

○対象市町村:定住自立圏を実施する市町村、
条件不利地域を有する市町村

○財政措置の内容:

市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする

※1 日帰りの場合は1回あたり6時間以上を確保すること

※2 業務委託の場合も外部専門家の報償費(現地指導及び資料作成分のみ)と自治体までの旅費・宿泊費、ワークショップに係る経費のみを対象とする(その他の経費や事業費等は対象としない)

■ 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

◇ 民間専門家等活用 (5,600千円/年)

◇ 先進自治体職員(組織)活用 (2,400千円/年)

活用例

以下のような事業の実施に当たり、外部人材を活用。

○ 地域運営組織が行政に頼らず、自立し、自主運営していく基盤を作り上げることにより、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりコーディネーターとして活躍する人材を育成するために活用

(外部専門家の役割)

・講義、ワークショップ等による、まちづくりコーディネーターの養成

○ 市直営のワイン製造施設運営に関し、製造するワインの品質向上及び販売増進を図るために活用

(外部専門家の役割)

・醸造技術・商品開発指導

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
 - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
 - ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
 - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※H29.3末調査時点

地域おこし協力隊の地域要件について

○「**3大都市圏内の都市地域**」に区分される市町村（331市町村）のうち、「3大都市圏外の全部条件不利地域」の2005年から2015年の人口減少率（11%）を上回る22市町村については、「**3大都市圏外の都市地域**」として扱い、**平成31年度から**新たに特別交付税措置の対象とする。

●「3大都市圏内の都市地域」のうち、2005年から2015年の人口減少率が11%以上である22市町村

◆東京圏（15団体）：埼玉県越生町、小川町、吉見町、長瀬町、千葉県銚子市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、九十九里町、芝山町、白子町、長柄町、神奈川県箱根町

◆名古屋圏（1団体）：岐阜県美濃市

◆関西圏（6団体）：京都府井手町、大阪府豊能町、能勢町、岬町、兵庫県上郡町、奈良県上牧町

○ 隊員経験者（一定期間（2年以上）隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の者）と同様に、**JETプログラム終了者**（一定期間（2年以上）JET参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内の者）が、**他の地域（3大都市圏外のすべての市町村、3大都市圏内の条件不利地域）で地域協力活動する場合も特別交付税措置の対象**とする。

「おためし地域おこし協力隊」の創設

- 地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る「おためし地域おこし協力隊」を創設する。
- 「おためし地域おこし協力隊」は、住民との交流を含む2泊3日以上地域協力活動の体験プログラムを実施するものとする。

●「おためし地域おこし協力隊」のメリット

受入地域

- 受入自治体だけでなく、受入地域の住民も一緒に希望者を受け入れることで、地域側の主体的な動きが醸成される。
- 希望者に、直接、受入地域側の想いを伝えることができる。
- 外部人材を受け入れる準備になる。

受入自治体

- 新しい募集形態として、隊員のなり手の確保につながる。
- 地域おこし協力隊員を採用する選考過程のひとつとしても活用できる。
- 地域おこし協力隊としての採用につながらなかった場合にも、関係人口の拡大、将来的な移住等につながる。

地域協力活動に興味がある方

- 事前に受入地域やその住民、地域協力活動の内容を知ることができる。
- 受入地域や受入自治体との意思疎通が早い段階から図られることにより、スムーズに活動を開始することができる。

三者のミスマッチの解消

●特別交付税措置の上限額と必要経費の例

- ◆ 1団体当たり100万円を上限
- ◆ 都市部における募集・PR費、地域協力活動の体験プログラムに要する経費（現地までの往復に要する参加者の旅費は除く）、職員旅費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等

(参考) 地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要 (29年9月公表)

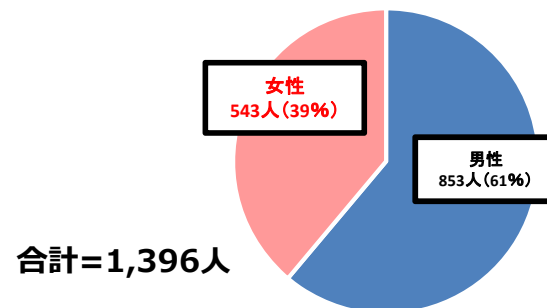
○平成29年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。

任期終了した隊員は累計で2,230人
女性は約4割、20代・30代が約3/4

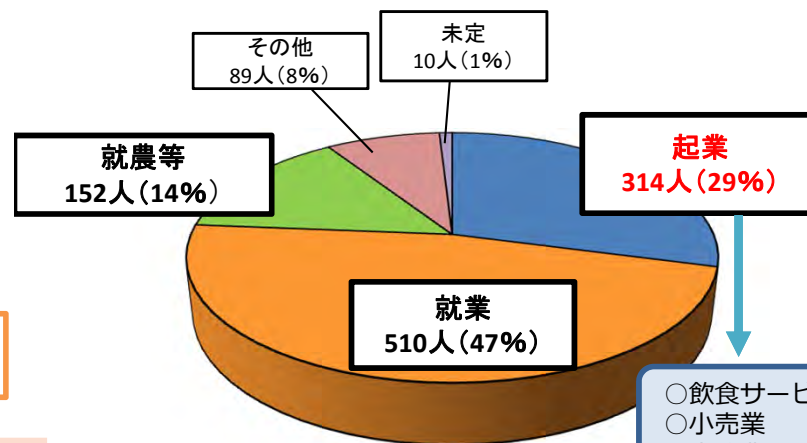
- ・男性1,395人 (63%) : 女性835人 (37%)
- ・20代 816人 (37%)、30代 862人 (39%)

任期終了後、**約6割の隊員が同じ地域に定住**

定住者の男女比

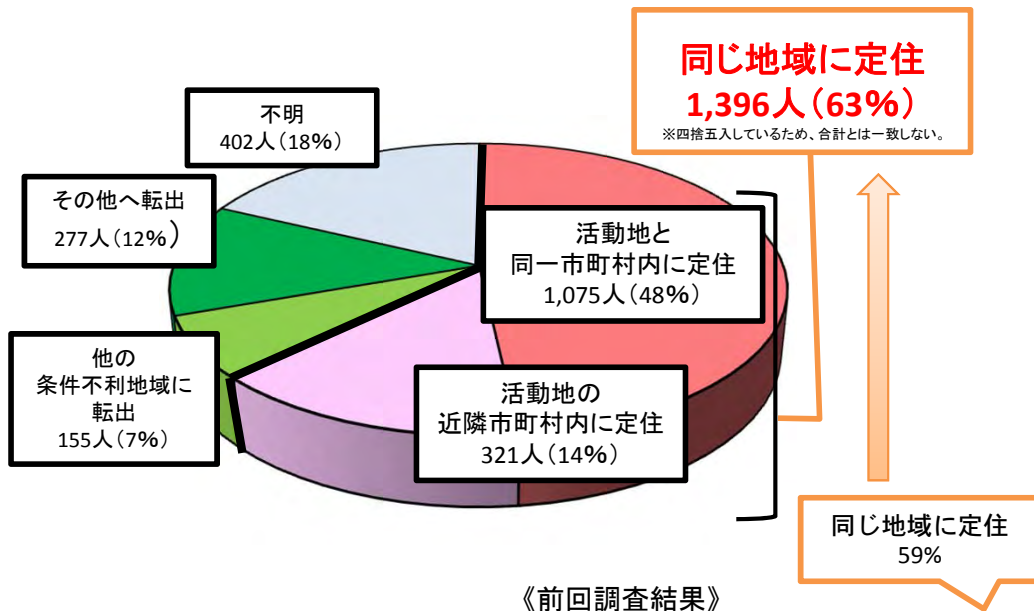


同一市町村内に定住した者の**約3割は起業**
前回調査時(17%)から大幅に増加



- 飲食サービス業
- 小売業
- 宿泊業
- まちづくり支援業
- 観光・移住交流業 等

合計=1,075人



《前回調査結果》

活動地と同一市町村内に定住	47%
活動地の近隣市町村内に定住	12%

合計=2,230人

地域おこし協力隊 都道府県別任期終了者数と定住率

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率	都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率
北海道	363	285	78.5%	滋賀県	31	17	54.8%
青森県	12	8	66.7%	京都府	15	10	66.7%
岩手県	18	11	61.1%	大阪府	0	0	—
宮城県	22	7	31.8%	兵庫県	43	28	65.1%
秋田県	38	14	36.8%	奈良県	41	29	70.7%
山形県	92	44	47.8%	和歌山県	18	10	55.6%
福島県	41	25	61.0%	鳥取県	59	39	66.1%
茨城県	22	9	40.9%	島根県	156	58	37.2%
栃木県	22	11	50.0%	岡山県	72	41	56.9%
群馬県	39	20	51.3%	広島県	45	28	62.2%
埼玉県	4	4	100.0%	山口県	20	14	70.0%
千葉県	9	7	77.8%	徳島県	59	42	71.2%
東京都	0	0	—	香川県	15	7	46.7%
神奈川県	0	0	—	愛媛県	60	44	73.3%
新潟県	95	63	66.3%	高知県	98	66	67.3%
富山県	17	11	64.7%	福岡県	21	15	71.4%
石川県	8	4	50.0%	佐賀県	12	6	50.0%
福井県	53	26	49.1%	長崎県	57	31	54.4%
山梨県	136	91	66.9%	熊本県	24	13	54.2%
長野県	174	119	68.4%	大分県	42	24	57.1%
岐阜県	44	28	63.6%	宮崎県	32	21	65.6%
静岡県	16	16	100.0%	鹿児島県	33	22	66.7%
愛知県	20	14	70.0%	沖縄県	12	4	33.3%
三重県	20	10	50.0%				

※活動地と同一市町村内に定住した者と、活動地の近隣市町村内に定住した者の計

地域おこし協力隊～取組事例～①

青森県佐井村

(平成29年度:4名)

【概要】

- ・基幹産業である漁業を将来にわたって存続させるため、就業希望者が経験ゼロからでも円滑に就業できるよう資金給付を行う。
- ・就業相談会の開催、漁業現場での研修など、求職者の段階に応じた支援を行うことで、就業と定着を図る。

【活動内容】

- ・漁協の正組合員、准組合員としての資格取得。
- ・漁業の基礎知識習得のための後継者育成研修の受講、現場での技能・技術習得。

【ポイント】

- ・漁師縁組事業における漁業支援員として、活動期間内(最長5年間)での漁業権の取得を認めている。



青森県田子町

(平成29年度:3名)

【概要】

- ・全国唯一の漆掻き用具制作の鍛冶職人に弟子入りし技術を保存・伝承する。

【活動内容】

- ・漆掻き用具制作技術の保存・伝承および情報発信にかかる活動。

【ポイント】

- ・担い手・後継者不在により消滅の危機にある産業を地域として保存する「継業」の施策により、地域から漆関連の産業が消滅する等の新たな損失を防ぐ取組をしている。
- ・隊員は鍛冶職に10年間従事していた経験があり、隊員のスキルと地域協力活動が上手くマッチングしている。



山形県寒河江市

(平成29年度:5名)

【概要】

- ・カメラマンの経験を生かし、伝統工芸品等の魅力発信・ブランド化に取り組む。

【活動内容】

- ・手編み草履に関するブランド化・販路拡大のサポート。
- ・インターネット等を活用した情報発信。

【ポイント】

- ・元青年海外協力隊、プロカメラマンという二つの顔を持ち、支援企業の海外との交渉の橋渡しをしたり、伝統産業の魅力発信のためのホームページやパンフレット作成など、これまでの経験を最大限に活かした活動を行っている。



山形県高畠町

(平成29年度:6名)

【概要】

- ・季節ごとの町のPR映像を作成し、魅力を発掘しながら県内外に町を宣伝し、実際に体験イベントやイルミネーションイベントなどを企画して観光・交流人口の拡大を推進する。

【活動内容】

- ・町内のイベント・行事の運営協力、支援。
- ・観光イベント・首都圏との交流事業への協力。
- ・廃校利活用事業(熱中小学校)への運営協力。
- ・地元住民との交流イベント等の企画・実施。
- ・商店街などのPRホームページを立ち上げ。

【ポイント】

- ・廃校を活用した「熱中小学校」にて広報を担当し、体験イベントも実施している。



地域おこし協力隊～取組事例～②

栃木県日光市

(平成29年度:10名)

【概要】

- 外国人観光誘客を目的とした様々な企画・運営。

【活動内容】

- 外国語表記メニュー、会話ツールを導入し、外国人が感じる魅力や不便な点を調査し、外国人向けモニターツアーを企画・運営。
- 外国人向けメディアへの情報配信を目的とし外国人記者を招き、外国人目線で記事を作成してもらい地域の魅力を配信。

【ポイント】

- 地域との関係性を活かした地域限定旅行業の起業に向けた準備を進めている。
- 地域の観光資源を活かした「着地型観光」ツアーの企画・販売やインバウンド観光を展開予定。



富山県立山町

(平成29年度:5名)

【概要】

- 地域の山林・竹林の保全と林業による定住モデル(自伐型林業従事者)。

【活動内容】

- 自伐型林業を実践し、里山地域の山林・竹林の管理保全を図る。
- 建材だけでなく、薪材や木質チップなど木材の活用を拡大する。
- 林業をベースとした地域定住のモデルとして新たな人材を呼び込む。

【ポイント】

- 地域の行事や自治活動へ積極的に参画し、地域の一員として関わりながら、特色を活かした活性化の取組を展開している。
- 地域の方から庭木の伐採等を引き受けていることもあり、住民交流も活発で地域全体の活性化にも繋がっている。



愛知県豊根村

(平成29年度:5名)

【概要】

- 村が所有していた空き家を改修し、協力隊の活動拠点として「チャレンジラボ 空の家」を整備。

【活動内容】

- 協力隊の自由な活動ができる場所として、空き家及び周辺の山林・畑を確保。
- 村内外の交流促進のため、協力隊の活動内容の発表・展示や、毎月最終月曜日の夜に開催する「月いち夜会」、大学と連携したイベント等を開催。

- 現役隊員が地域への定着を進めるため、気軽に地域の人々が立ち寄れる拠点づくり。

【ポイント】

- 協力隊の自由なアイデアを実践できる場所として空の家を活用している。



滋賀県米原市

(平成29年度:5名)

【概要】

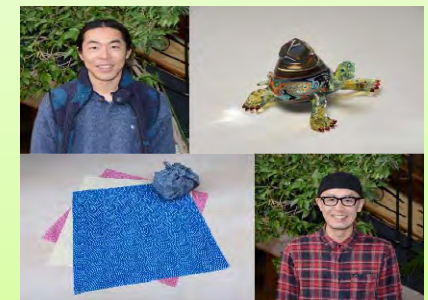
- 米原市特有の素材や文化を活用した新しい民藝の創生。
- 荒廃した里山を整備する自伐型林業の担い手『やまもりびと』の育成。

【活動内容】

- 草木染め作品・ガラス工芸品の制作、販売。
- 自伐型林業による木材の循環利用の仕組みづくりおよび6次産業化。

【ポイント】

- 任期終了後も引き続き米原市内に定住して工房等の拠点を置き、地域資源を活かした工芸品等の制作活動に取り組んでいる。
- 『やまもりびと』となるため、自伐型林業の技術の習得を進めている。



地域おこし協力隊～取組事例～③

奈良県しもいちちょう下市町

(平成29年度:1名)

【概要】

- ・割箸発祥の地「下市町」で「割箸職人」として吉野杉箸を製造する他、新たな割箸の可能性を見つけ出しながら活動する。

【活動内容】

- ・割箸の製造、新商品の開発、割箸のプロモーション等。

【ポイント】

- ・割箸職人として27年間仕事をしてきた経歴を活かし、より良い商品の開発及び販路拡大を図っている。さらには、任期後も見据え割箸発祥の地「下市町」での割箸産業の維持、若者雇用拡大を目指している。



鳥取県ことうらちょう琴浦町

(平成29年度:4名)

【概要】

- ・飲食店経営等を目指す住民等を対象に、チャレンジの場を作る目的で、日替わり店長のシステムを利用した飲食店「鳥の巣」をオープン。

【活動内容】

- ・子ども食堂、ジビエの店、BAR、定食屋等が出店。
- ・町の情報発信、観光案内、イベントの企画。
- ・町内外の若者の交流及び移住促進拠点。

【ポイント】

- ・町の空き店舗を利活用し、DIY大会を開催して住民と一緒に改修。町の人と一緒に作ることで、愛着を持ってもらえ、交流の場となった。



島根県やすぎし安来市

(平成29年度:6名)

【概要】

- ・地域ビジョンづくりと地域運営組織の立ち上げ。

【活動内容】

- ・農業による地域おこしを目的とした活動および地域ビジョンの作成。
- ・地域運営組織「えーひだカンパニー」の運営。
- ・SNSなどでの情報発信業務及び移住定住PRイベントへの参画。

【ポイント】

- ・地域と協働しながら地域運営組織(えーひだカンパニー株式会社)を立ち上げた。
- ・地域運営組織を立ち上げることで、地域の活性化の流れを効率的に集約、実施することに繋がった。



鹿児島県ひおきし日置市

(平成29年度:1名)

【概要】

- ・ものづくりとコミュニティの融合を図る活動。

【活動内容】

- ・観光案内所兼コミュニティスペースとして改修した空き家「美山笑点」の運営。
- ・移住定住コーディネーター。
- ・美山朝マルシェの企画運営。
- ・地域コミュニティ各会議、地域行事への参画。
- ・市内外会議のファシリテーション。

【ポイント】

- ・薩摩焼の里として、ものづくりとコミュニティの融和が課題であった地区を、様々な手法でつなぎながら、積極的に情報を発信している。



地域おこし協力隊 ～「任期終了後」の活躍事例～

島根県雲南市

40代女性 起業

【定住状況】

- ・任期終了した4名の隊員のうち3名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

- ・隊員期間中は小学校が閉校した地域に入り、地域づくりに携わっていた。
- ・任期終了後、農地付き空家を購入し、農村民泊やカフェをしている。また、専門性を活かして、小中学校でのダンス授業や、幅広い世代への体づくりのワークショップや施術を行なうほか、ラジオで地域情報番組のパーソナリティをする等している。

【ポイント】

- ・元々の専門である体づくりの仕事と、協力隊の経験を活かした仕事を組み合わせた「多業」。



新潟県十日町市

30代男性 就業

【定住状況】

- ・任期終了した40名の隊員のうち27名が定住。(平成29年8月1日時点)

【活動内容】

- ・任期活動中は、地場農産物の地産地消活動、出張販売、春夏秋冬体験アクティビティの開発、支援世帯の病院送迎、除雪などに取り組んでいた。
- ・任期終了後は、里山体験に特化した法人を立ち上げ、自身もガイドとして、様々な里山体験ツアーなどを開催している。

【ポイント】

- ・任期中の隊員活動の実績を元にした、活動地での起業と就業。



岡山県美作市

20代男性 就農

【定住状況】

- ・任期終了した17名の隊員のうち12名が定住。(平成29年6月1日時点)

【活動内容】

- ・任期期間中は、棚田の再生が活動の軸となり、再生した棚田で農業や、周辺の森林資源を活かした林業を行う。また古民家を利用したコミュニティスペースづくりやイベントへの参加・協力・企画などの活動に取り組んでいた。
- ・任期終了後は、再生した棚田での米作りやにんにくなど農作物の生産を行いながら広葉樹施業、シイタケの原木栽培なども行っている。

【ポイント】

- ・過疎化で衰退してしまった棚田での米作りを再生した。



鳥取県八頭町

20代女性 就業

【定住状況】

- ・任期終了した6名の隊員のうち4名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

- ・任期活動中は、志子部集落で特産品の開発や交流体験事業の企画提案を行っていた。また地域の特産品を売る販路づくりなどを通して、地域のPR活動を行っていた。
- ・任期終了後はきのこの研究機関にコーディネーターとして就業。広報や企画の仕事を通じてキノコの美味しさや魅力を発信している。

【ポイント】

- ・地元の人から信頼を得て、活動を行っていた地で就業。



地域おこし協力隊の推進に要する経費

H31予算 1.5億円

○ 地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・地方公共団体双方への研修やサポートデスクの充実等により、隊員の円滑な活動を支援し、地域への人材環流を推進

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・ 地域おこし協力隊や地方公共団体関係者のほか広く一般の方の参加も得て「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供。

■地域おこし協力隊の更なる制度周知

- ・ 3大都市圏をはじめとする都市地域において制度を発信するとともに、関連機関と連携し、応募者の裾野を拡大。



隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の充実

- ・ 各地域における受入・サポート体制の整備と併せて、隊員や地方公共団体からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において隊員や地方公共団体担当者に対して効果的なアドバイスを提供。
- ・ 人的資源である協力隊OB・OGのネットワーク化や相談員の増員により、より身近なサポート体制を構築。

■「初任者研修会」、「ステップアップ研修会」及び「地方公共団体職員向け研修会」の開催

- ・ 初任隊員向けの「初任者研修会」や2～3年目の隊員が、より効果的な活動へのステップアップを図るための研修会など、それぞれの段階に応じた研修を実施。
- また、地方公共団体職員向け研修会も開催。

■「起業・事業化に向けた研修会」の開催

- ・ 起業や事業承継を目指す隊員が起業・事業化に向けた知識、ノウハウを身につける研修を実施。

■ 地域おこし協力隊「ビジネスアワード事業」の実施

- ・ 現役隊員、OB・OGから広く提案を募集し、隊員の創意工夫によるビジネスプランの磨き上げを実施。
- 優れたビジネスプランについては、現地において専門家によるサポートを強化。



■ 起業支援の充実

- ・ 隊員の起業支援を更に充実させるため、設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫の融資による支援を実施。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
推進！

「第5回 地域おこし協力隊全国サミット」開催について

全国で活躍する地域おこし協力隊員や隊員OB・OG、受入自治体関係者が一同に集結し、地方移住や地域おこし協力隊に興味のある方、受入れを検討している自治体関係者も含めた第5回全国サミットを、平成31年2月24日（日）に東京都渋谷区・ベルサール渋谷ガーデンにおいて開催。

第5回 地域おこし協力隊 全国サミット

日時：平成31年2月24日（日）13:00開会
会場：ベルサール渋谷ガーデン（東京都渋谷区）

1. メイン会場 13:00～16:00

【プログラム】

- 開会（オープニングムービー上映）
- 主催者挨拶（石田総務大臣ビデオメッセージ）
- 基調講演 水野 学 氏（good design company 代表取締役）
- トークセッション
- 地域おこし協力隊員等と有識者によるパネルディスカッション
コーディネーター：阿部 巧 氏（中越防災安全推進機構 ムラビト・デザインセンター長）
パネリスト：地域おこし協力隊員、地域おこし協力隊員OB、復興支援員

2. イベント会場 12:00～17:00

【協力隊展示ブース】

- 地域おこし協力隊員等による地域の特産品の販売・展示
- 隊員等の活動内容の報告・展示

3. サブ会場 14:45～16:30

【ワークショップ】

- 地域おこし協力隊員や自治体職員が関心の高いテーマについて、ワークショップを実施

4. 結果

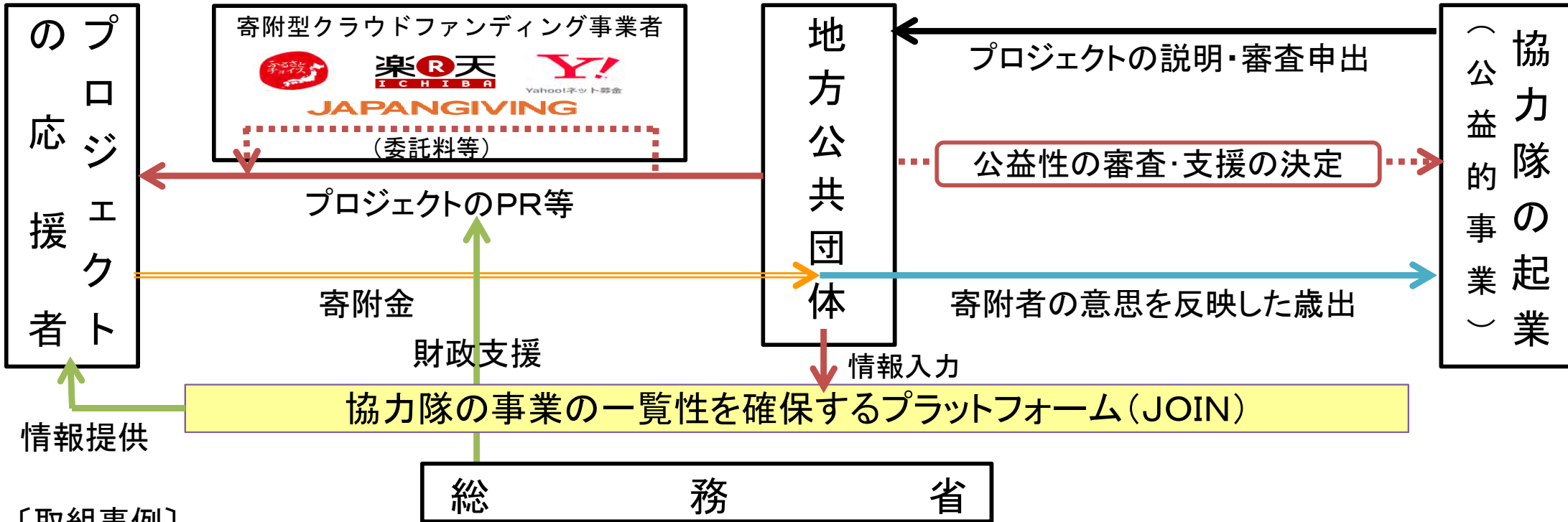
- 全体参加者 約1,000名程度
うち地域おこし協力隊員は全国から490名程度が参加



地域おこし協力隊「クラウドファンディング官民連携事業」

地方自治体が、クラウドファンディングを活用した資金調達のプラットフォームを利用し、地域おこし協力隊員等の起業に必要な資金の調達を支援する場合に、クラウドファンディング事業者への委託料を特別交付税で措置※。

※地域おこし協力隊員等の起業に要する経費（上限：1人あたり100万円）中で措置



〔取組事例〕

愛媛県西予市：古民家・古店舗「喫茶 春名」再生資金調達プロジェクト

- ・ 目的: 重要伝統的建造物群保存地区にある喫茶店を復活させ、人と人とを繋げることができる場所づくり
- ・ 目標金額: 3,000,000円
(最終金額: 3,607,001円 達成率約120.2%)
- ・ プロジェクト期間: 平成28年4月11日
～7月31日(112日)
- ・ 支援人数: 253名



愛媛県今治市：「猪骨ラーメン専門店」を開業

- ・ 目的: 猪骨ラーメン専門店を開業し獣害対策&新名物誕生を!
- ・ 目標金額: 4,000,000円
(最終金額: 4,000,000円 達成率約100%)
- ・ プロジェクト期間: 平成29年8月1日
～10月31日(92日)
- ・ 支援人数: 161名



地域おこし協力隊サポートデスク事業

- 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援
「移住・交流情報ガーデン」内に相談窓口を開設（平成28年9月27日開設）

事業内容

- 地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応できる
「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設。
- 専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを受け付け、効果的なアドバイスを提供。
- 全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。
- 専門の相談員（協力隊員OB・OG）
4名（うち女性2名）でサポート。

※ ただし、地域おこし協力隊に要する経費に対する財政措置や地方公務員法関係については、サポートデスクではなく、各都道府県又は総務省にお問い合わせください。

地域おこし協力隊サポートデスクの相談対応状況

（平成28年9月27日～平成31年3月31日・営業日763日間）

相談件数

合計	3,128件
・ 電話	2,224件
・ 電子メール	622件
・ 来訪（対面）	278件
・ 出張	4件

相談者区分

・ 自治体関係者	1,465件（46.8%）
・ 地域おこし協力隊員	1,242件（39.7%）
・ 協力隊希望者	178件（5.7%）
・ その他	243件（7.8%）

地域おこし協力隊推進要綱の改正等について

1 「地域おこし協力隊推進要綱」等の一部改正（平成29年3月24日付け通知）

- ・ 隊員の服務規律、活動規律の確保に係る規定を追加。

2 「地域おこし協力隊の受入れに関する手引き」の作成（平成29年3月30日付け事務連絡）

- ・ 隊員の円滑かつ有意義な地域協力活動のためには、隊員を受け入れる地方自治体による 受入れ・サポート体制の構築が不可欠。
- ・ 隊員の活動は、地域住民との信頼関係があって成り立つものであり、この信頼関係を損ねることのないよう、隊員の服務規律、活動規律を十分確保することが必要。
⇒ 実務の参考として、隊員受入れの際の留意点やチェックリスト等を取りまとめた手引きを作成。
 - ① 地域おこし協力隊の受入れに当たっての留意点
 - ② 隊員を受け入れる地方自治体を確認すべき事項をまとめた「チェックリスト」
 - ③ よくある質問（FAQ）

3 育児等に係る活動中断期間の財政措置について（平成29年3月24日付け事務連絡）

- ・ 隊員が産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間（以下「育児等に係る活動中断期間」という。）が生じた場合、育児等に係る活動中断期間を除いた1年以上3年以下の期間を財政措置の対象となる期間とした。
※ 財政措置の対象となる期間から除く育児等に係る活動中断期間は、最長1年間

4 「地域おこし協力隊推進要綱」の一部改正（平成30年7月2日付け通知）

- ・ 事業承継に係る規定を追加。

5 「地域おこし協力隊推進要綱」の一部改正（平成31年3月27日付け通知）

- ・ 住民との交流を含む、2泊3日以上地域協力活動の体験プログラムに要する経費についての財政措置を追加。（おためし地域おこし協力隊）
- ・ JETプログラム終了者で3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を移動させた者は財政措置の対象とした。

地域おこし協力隊Facebookページの開設

地域おこし協力隊員の方やこれからなりたいと考えている方、受入れ自治体の方などの役に立つ情報を発信するため、「総務省-地域おこし協力隊-」Facebookページを開設しました。

- 総務省が主催する地域おこし協力隊に関する各種イベントや研修等の情報を随時発信
- 個々の地域おこし協力隊や隊員OB・OGの活動の様子も紹介



平成28年10月
より運用開始！



総務省-地域おこし協力隊- Facebookページ

Facebook 総務省 -地域おこし協力隊-

検索



▶ <https://www.facebook.com/chikiokoshikyouryokutai/>

集落支援員

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成30年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,391人 ※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,497人

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総務省⇒地方自治体に対して、財政措置(支援員一人あたり350万円(他の業務との兼任の場合一人あたり40万円)を上限に特別交付税措置)、情報提供等を実施

※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施
- ※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

支援

総務省

集落支援員の活躍先

○支援員数 専任1,391名、兼任3,497名

331自治体(3府県328市町村) (平成30年度特交ベース)

※表は専任のみ

都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	
北海道 (42)	名寄市	1	北海道 (42)	会津美里町	2	北海道 (42)	生坂村	4	和歌山県 (18)	川上村	17	山口県 (30)	安芸太田町	3	佐賀県 (13)	朝倉市	2	
	深川市	1		茨城県 (39)	常陸大宮市		36	白馬村		3	東吉野村		2	北広島町		2	東峰村	5
	乙部町	1		茨城県 (39)	茨城町		3	小谷村		8	紀美野町		9	大洗上島町		1	大刀洗町	4
	蘭越町	1		群馬県 (8)	沼田市		3	高山村		11	高野町		1	神石高原町		5	苅田町	1
	二セコ町	8		群馬県 (8)	嬭恋村		5	飯綱町		1	みなべ町		1	宇部市		5	みやこ町	2
	北竜町	2		埼玉県 (7)	秩父市		6	木島平村		1	すさみ町		4	山口市		1	唐津市	6
	愛別町	1		埼玉県 (7)	神川町		1	関市		4	那智勝浦町		3	岩国市		5	多久市	1
	東川町	11		千葉県 (18)	南房総市		14	中津川市		12	鳥取市		2	長門市		13	基山町	5
	南富良野町	1		千葉県 (18)	香取市		2	瑞浪市		8	倉吉市		5	周防大島町		1	白石町	1
	下川町	1		新潟県 (71)	山武市		2	恵那市		6	岩美町		1	平生町		4	佐佐保市	1
	美深町	1			長岡市		5	白川町		5	智頭町		8	阿武町		1	平戸市	11
	遠別町	1			小千谷市		4	静岡市		8	八頭町		10	美馬市		5	対馬市	1
	白老町	4			十日町市		4	浜松市		4	三朝町		6	三好市		17	五島市	12
	厚真町	3			見附市		11	西伊豆町		2	琴浦町		2	上勝町		2	高森町	1
	むかわ町	1			小山市		2	東栄町		1	大山町		5	神山町		3	西原村	1
白糠町	4	糸魚川市	11		尾鷲市	3	南部町	17	牟岐町	2	南阿蘇村	3						
青森県 (4)	むつ市	2	妙高市		5	鳥羽市	2	伯耆町	2	香川県(3)	まんのう町	3	山都町	1				
	中泊町	2	上越市		9	熊野市	24	日南町	8	愛媛県(3)	愛媛県★	1	多良木町	1				
	大船渡市	2	佐渡市		1	いなべ市	60	江府町	1	久万高原町	2	中津市	3					
	花巻市	1	魚沼市		9	紀北町	2	出雲市	3	高知市	1	日田市	13					
岩手県 (21)	久慈市	2	阿賀町		10	長浜市	24	益田市	22	室戸市	1	佐伯市	11					
	遠野市	11	石川県 (3)		珠洲市	2	守山市	2	大田市	1	安芸市	1	白桦市	11				
	一関市	3	能登町		1	甲賀市	21	安来市	3	南国市	3	津久見市	1					
	紫波町	1	福井県 (5)		福井市	2	奥出雲町	4	須崎市	1	須崎市	1	竹田市	4				
	西和賀町	1	坂井市	1	飯南町	5	宿毛市	1	土佐清水市	1	宿毛市	1	豊後高田市	2				
	気仙沼市	4	越前町	2	川本町	13	土佐清水市	1	香南市	1	豊後大野市	7						
宮城県 (25)	登米市	20	山梨県(1)	南アルプス市	1	美郷町	14	香南市	1	宮崎市	11	宮崎市	4					
	加美町	1	伊那市	3	邑南町	2	香南市	11	香南市	11	奈半利町	4	串間市	1				
	秋田県 (3)	秋田県★	2	大町市	2	津和野町	32	奈半利町	4	安田町	2	安田町	2	えびの市	5			
鹿角市		1	茅野市	5	吉賀町	2	芸西村	2	芸西村	2	本山町	1	椎葉村	4				
寒河江市		2	千曲市	1	海士町	25	芸西村	2	芸西村	2	大豊町	8	日之影町	2				
西川町		2	東御市	7	西ノ島町	2	大豊町	8	大豊町	8	土佐町	3	鹿児島市	6				
朝日町		2	佐久穂町	1	知夫村	8	土佐町	3	大川村	1	指宿市	2	鹿屋市	2				
大江町		1	辰野町	1	隠岐の島町	1	大川村	1	いの町	1	中土佐町	2	阿久根市	1				
金山町		2	箕輪町	1	笠岡市	4	いの町	1	中土佐町	2	佐川町	7	曾於市	4				
最上町		3	飯島町	4	備前市	1	瀬戸内市	2	佐川町	7	越知町	2	霧島市	4				
舟形町		2	南箕輪村	1	瀬戸内市	2	真庭市	1	越知町	2	梶原町	2	志布志市	1				
真室川町		1	中川村	1	真庭市	1	浅口市	3	津野町	1	津野町	1	南九州市	1				
山形県 (24)	大蔵村	1	松川町	8	高取町	2	新庄村	2	四万十町	2	さつま町	6	東甲良町	2				
	戸沢村	1	高森町	2	明日香村	1	美咲町	9	三原市	4	三原市	4	肝付町	1				
	川西町	1	阿南町	1	吉野町	2	三原市	5	黒潮町	1	黒潮町	1	名護市	4				
	飯豊町	4	阿智村	4	天龍村	1	三次市	4	八女市	1	小都市	3	宜野座村	2				
	遊佐町	2	売木村	7	十津川村	1	庄原市	27	廿日市市	6	うきは市	4	北大東村	3				
	喜多方市	5	天龍村	1	下北山村	3	安芸高田市	3	福岡県 (22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)		
	二本松市	9	泰阜村	1	上北山村	4	安芸高田市	3	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)			
	田村市	2	王滝村	5	上北山村	4	安芸高田市	3	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)			
	南会津町	3	麻績村	1	上北山村	4	安芸高田市	3	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)			
	西会津町	1							福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	福岡県(22)	

合計 1,391

【参考】平成29年度 専任1,195名、兼任3,320名 303自治体(3府県300市町村) 平成24年度 専任694名、兼任 3,505名 192自治体(6府県186市町村)
 平成28年度 専任1,158名、兼任3,276名 281自治体(4府県277市町村) 平成23年度 専任597名、兼任約3,700名 158自治体(9府県149市町村)
 平成27年度 専任 994名、兼任3,096名 241自治体(3府県238市町村) 平成22年度 専任500名、兼任約3,600名 147自治体(13府県134市町村)
 平成26年度 専任 858名、兼任3,850名 221自治体(5府県216市町村) 平成21年度 専任449名、兼任約3,500名 122自治体(9府県113市町村)
 平成25年度 専任 741名、兼任3,764名 196自治体(7府県189市町村) 平成20年度 専任199名、兼任約2,000名 77自治体(11府県 66市町村)

表中の★は、府県が実施

地域人材の育成について

平成31年度「全国地域づくり人財塾」開催予定

地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人が、その知識・経験とアイデアを活かしながら、それぞれ活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されている状況こそが重要。そのような状況を生み出すために必要となる地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材を育成するため、平成23年度より人財塾を開催している。

研修会場	対象者	開催時期及び定員	問い合わせ先
全国市町村国際文化研修所 (滋賀県大津市)	市区町村等職員及び地域づくりに取り組むNPO関係者等	H31.5.8～10 定員 50名	研修所教務部 TEL：077-578-5932
地方開催（金沢市ほか）	市区町村等職員及び地域づくりに取り組むNPO関係者等	H31.7.18～20 定員 80名※	総務省人材力活性化・連携交流室 TEL：03-5253-5392
市町村職員中央研修所 (千葉市美浜区)	市区町村等職員及び地域づくりに取り組むNPO関係者等	H31.9.18～20 定員 80名	研修所研修部 TEL：043-276-3126
自治大学校 (東京都立川市) ※地域人財づくりセミナー	市区町村等職員	H31.12予定 定員 60名	総務省人材力活性化・連携交流室 TEL：03-5253-5392

※ 7/20は、定員20名でのフィールドワークを予定

移住・交流の推進

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への地方財政措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について平成27年度より地方財政措置を創設。

取組の内容

	地方団体の取組例	地方財政措置
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・「全国移住ナビ」に登録する移住促進のためのプロモーション動画の制作や各種データ登録 	<p>「地方自治体を実施する移住・定住対策の推進について」(平成27年12月14日付総行応第379号)</p> <p>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <p>○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象 (措置率0.5×財政力補正)</p> <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <p>○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」(移住・定住に関する支援を行う者)を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象</p> <p>○ 1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限)</p>
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアーの実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等) 	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者(本人、受入れ企業)に対する助成 	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーターや定住支援員による支援 	

移住・交流情報ガーデン

H31予算 0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。
(※都道府県間での連携や市町村間での連携(定住自立圏構想等の取組団体)等複数団体で協力して実施する団体の利用を優先)

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談

<移住・交流情報ガーデン> ワンストップ支援窓口



(ガーデン館内)



(移住フェアの様様)

- ※国の各府省とも連携
- ・厚生労働省(しごと情報)
- ・農林水産省(就農支援情報) 等

全国
移住ナビ
とは?

自分に合った暮らし探しを「全国移住ナビ」でお手伝い

総務省所管の全自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」内

仕事から探してみる

気になる地域の仕事を
いろいろな条件から検索できます

住まいから探してみる

気になる地域の物件を
いろいろな条件から検索できます

生活環境・交通から探してみる

気になる周辺施設を
地図上から検索できます

このほか、こだわり観光情報や移住者の体験談などから情報を検索することができます。
また、全国の自治体が作成したPR動画から探すこともできます。

※自治体等が実施する短期のPRイベントの場としても活用可



[開館時間] (平日) 11:00-21:00
(土日祝) 11:00-18:00
[休館日] 月曜、年末年始

[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

**子供の農山漁村体験
(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)**

子供の農山漁村体験（通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」）

趣旨・目的

農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の進化に寄与する。

都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業

- ・子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築支援。
- ・平成31年度から、対象を高等学校の取組まで拡大し、「子供の農山漁村体験交流計画策定」を新たなメニューとして追加。



地方財政措置（特別交付税「子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費」）

- ・平成31年度から、小学校の取組に加えて、中学校の取組や社会教育活動、市町村推進協議会の運営等に係る経費も措置対象とする。

1 地方財政措置の対象事業

次の要件を満たす事業が対象

- ・**学校教育活動**の一環として実施されるものであること
- ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
- ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

➡ **H31年度から、社会教育活動も対象とする**

※地方公共団体が主体となって実施する社会教育活動

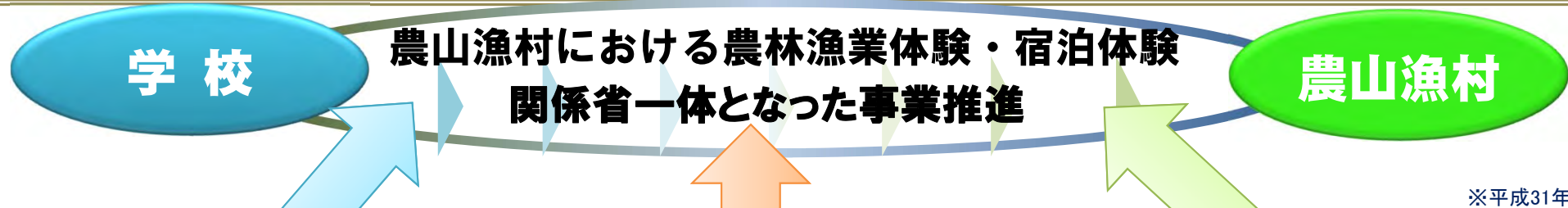
2 対象経費

- ・都道府県推進協議会の運営に要する経費（都道府県）
- ・受入地域協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・小学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

➡ **H31年度から、市町村推進協議会及び中学校の集団宿泊活動も対象とする**

対象
拡大

○都市部の児童生徒に将来のUIJターンの基礎を形成するとともに、地方の児童生徒に足元の地方の魅力の再発見を促すことが期待できるため、関係省庁で連携し、農山漁村体験を一層推進。
 ○農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進のため、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省の関係省が連携して所要額を計上。



※平成31年度予算

内閣官房・内閣府

地方創生の視点も含めた推進体制の整備

- 関係省庁連絡会議の設置（議長：地方創生総括官）
- 長期（4泊5日等）の子供農山漁村体験の取組に対する支援【地方創生推進交付金1,000（1,000）億円の内数】
- コーディネートシステムの構築、児童・生徒の作文等コンテストの実施【子供の農山漁村交流推進事業 30(15)百万円】

文部科学省

送り側(学校)を中心に支援 (活動支援、情報提供等)

- 学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援
 - ・小学校、中学校、高等学校等における取組
 - ・教育委員会が主催する農山漁村体験活動導入の取組等**【健全育成のための体験活動推進事業(学校を核とした地域力強化プランの一部) 99(99)百万円】**
- 長期宿泊体験活動の導入促進のための調査研究
 - ・学校の参考となる長期宿泊体験に関する調査研究**【いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部 2(3)百万円】**
- (関連施策)
- 体験活動の実施等にあたり学校をサポートする人材の配置
 - ・体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置**【補習等のための指導員等派遣事業の一部 3,073百万円の一部】**

総務省

地方の創意工夫、特性を活かした 自主的な取組を中心に支援

- 都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業
 - ・子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援
 - ・モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのブロック推進会議等の開催**【都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費 40(40)百万円】**
- 特別交付税による財政措置
 - ・宿泊体験活動の取組に対する財政措置（送り側）
 - ・受入側の市町村の体制整備等への財政措置

農林水産省

受入側(農山漁村)を中心に支援 (モデル地域) (国立公園等)

- 都市と農山漁村の交流を促進するための取組に対する支援
 - ・農泊ビジネスの体制構築
 - ・観光コンテンツの磨き上げ
 - ・専門人材の確保 等
- 交流促進施設等の整備に対する支援
 - ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、農産物販売施設等の整備
 - ・地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備
- 【農山漁村振興交付金 9,809(10,070)百万円の内数】**

環境省

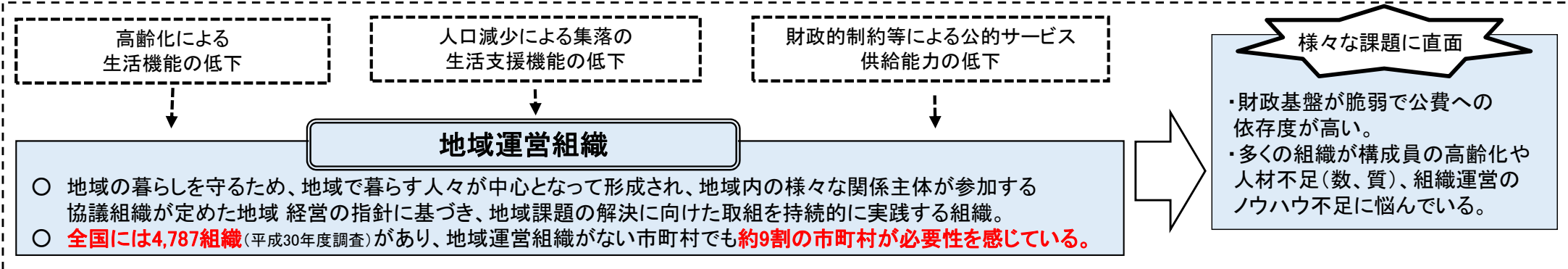
- 自然体験プログラムの開発・実施支援
 - ・受入地域でのプログラム開発や実施の支援
 - ・受入地域の協議会等と協力して事業を進める自然学校等の把握や支援
- 【国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業 7(7)百万円】**
- 【自然公園等利用ふれあい推進事業経費 9(9)百万円の内数】**

地域運営組織

地域運営組織の形成

H31予算額 0.1億円

- 地域の課題解決のための住民による取組体制の確立のため、地域における多様な主体を包摂し、連携させる地域運営組織の形成及び持続的な運営を確保する方策について調査研究を実施。



平成25年度～平成29年度

- 地域運営組織に関する調査研究
 - ・定義や必要性、先発事例などを整理
- 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研修用テキスト作成(平成28年度)
- 地域運営組織の実態把握調査

平成30年度

- 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究
 - ・地域運営組織の持続的運営に重点を置き、現地ヒアリング調査等を実施
- 地域運営組織の実態把握調査

平成31年度

- 地域運営組織の実態把握調査
- 調査研究の成果の周知及び普及啓発
 - ・これまでの調査研究の結果を踏まえ、地域別説明会や自治体職員・住民との意見交換会等の開催

地域運営組織に関する
地方財政措置

1. 高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくり
 - (1) 地域運営組織の運営支援のための経費
 - ① 運営支援に関する経費(運営交付金等)…普通交付税・特別交付税
 - ② 形成支援に関する経費(施設改修、ワークショップ開催等)…特別交付税
 - (2) 高齢者等の暮らしを守る経費
地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組に係る所要の経費…普通交付税・特別交付税
- ※1 (1)①及び(2)は、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税措置。

2. 地域運営組織の運営体制強化のため、収益事業の起業等に係る経費を支援(平成31年度から特別交付税措置)

地域運営組織の事例

島根県雲南市

平成17年から19年にかけて小学校区域を単位とした「地域自主組織」が各地で立ち上げられ、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりが推進されている。

現在、市内全域において「地域自主組織」が交流センターを拠点に様々な活動を展開している。



波多コミュニティ協議会（波多地区）

地区内に唯一あった商店が閉店したことを受け、波多交流センター（旧波多小学校）の一画に店舗を開設し運営している。

店舗の隣に喫茶スペースを用意したことで、地域住民同士や来訪者との交流が進んでいる。

また、同地区内にはタクシー会社が1社しかいないため、協議会が法人格（認可地縁団体）を取得した上で車両を購入し、高齢者の送迎等を実施している。



特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク（山形県川西町吉島地区）

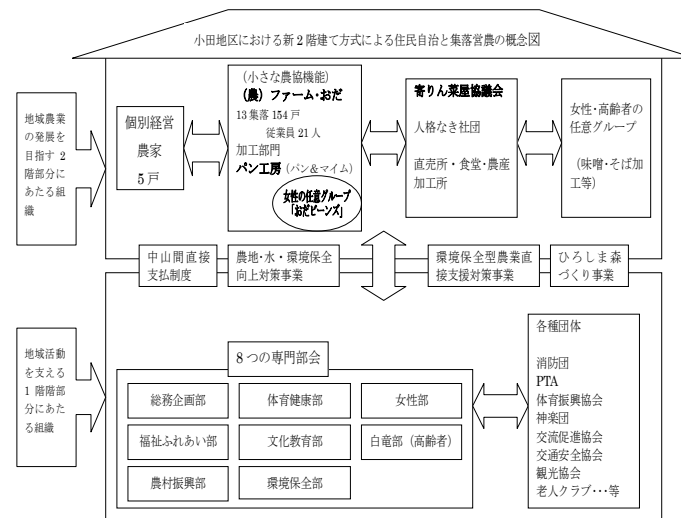
地区の全世帯が加入しているNPO法人であり、コンビニエンスストアの休憩スペースを利用した産直朝市、グリーンツーリズム、農家レストラン、6次産業化、地域のスポーツクラブ運営、買い物支援・見守りサービス等に取り組むなど、地域の課題解決に向けた幅広い活動を実施している。



広島県東広島市小田地区

地区の全世帯が加入する自治組織「共和の郷・おだ」（図の1階部分）において、地域における生涯学習や青少年育成、ビジョンの策定等を実施している。

また、「農業生産法人ファーム・おだ」等（図の2階部分）において、農家レストラン等の事業を実施するという組織構造により、地域課題の解決に取り組んでいる。



定住自立圏構想の推進

「定住自立圏構想」の推進

H31予算 0.1億円

- 定住自立圏について、これまでの取組成果などを検証するとともに、定住自立圏推進セミナー等における地方公共団体への取組事例の紹介などにより、定住自立圏の形成等を推進

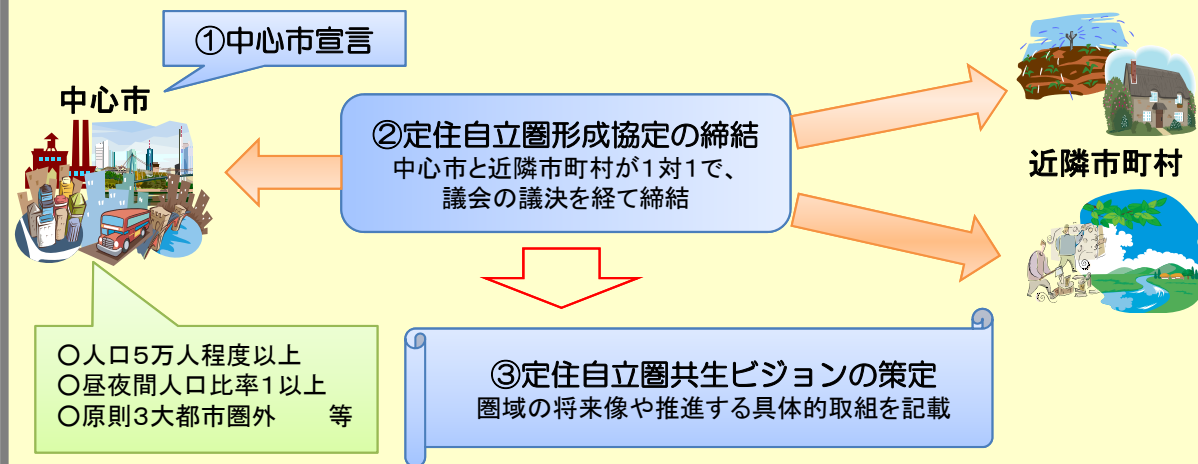
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

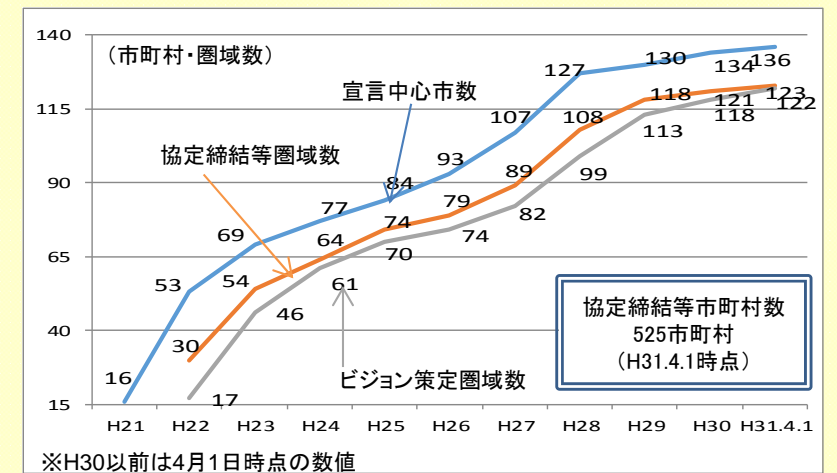
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年 140圏域 (H31.4.1現在 123圏域)



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置
(中心市 8,500万円程度、近隣市町村 1,500万円)
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※ (充当率90%、交付税算入率30%)
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況（平成31年4月1日現在）

※【 】は中核市
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市(指定都市・中核市を除く)
 ※網掛けは宣言連携中枢都市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・士別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)、深川市、富良野市、北見市	千歳市、石狩市
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市	—
岩手県	奥州市・北上市(複眼型)、一関市、釜石市	宮古市、大船渡市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	—
山形県	〈山形市〉、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	東根市
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市、二本松市
茨城県	〈水戸市〉	日立市、土浦市、常総市、〈つくば市〉、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	真岡市
群馬県	〈伊勢崎市〉	〈太田市〉、富岡市
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市	館山市
東京都		—
神奈川県		—
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		〈福井市〉、敦賀市、越前市
山梨県	北杜市	〈甲府市〉
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市(複眼型)、佐久市	〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、〈富士市〉、磐田市、掛川市、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市
大阪府		—
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	小野市
奈良県	天理市	—
和歌山県		田辺市
鳥取県	【鳥取市】、米子市(複眼型)、倉吉市	—
島根県	【松江市】(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市	—
岡山県	津山市、備前市	—
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市(複眼型)	—
福岡県	大牟田市、【久留米市】、飯塚市、田川市、八女市	朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	—
大分県	中津市、日田市	—
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	—
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市
合計	134	66

- 定住自立圏は136市が中心市宣言済み。
- 123圏域(525市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 122圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の34市が宣言連携中枢都市（平成31年4月1日現在）
 札幌市、八戸市、盛岡市、郡山市、新潟市、富山市、高岡市・射水市(複眼型)、金沢市、福井市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市(複眼型)、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く

- 指定都市・中核市
- 中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市
- 多自然拠点都市の要件のみを満たす市

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏123圏域※（平成31年4月1日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
118圏域
医師派遣、適正受診の啓発、
休日夜間診療所の運営等

福祉
101圏域
介護、高齢者福祉、子育て、
障がい者等の支援

教育
102圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興
118圏域
広域観光ルートの設定、
農産物のブランド化、企業誘致等

環境
60圏域
低炭素社会形成促進、
バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
119圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
48圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
81圏域
生活道路の整備等

地産地消
49圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
97圏域
共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
105圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい
41圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。

過疎対策の推進

過疎対策について

I 過疎対策の経緯

○昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。

- ・過疎地域対策緊急措置法(昭和45年4月24日施行)
- ・過疎地域振興特別措置法(昭和55年4月1日施行)
- ・過疎地域活性化特別措置法(平成2年4月1日施行)
- ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月1日施行。平成22年、平成24年、平成26年、平成29年に法改正。)

○現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成32年度末に期限が到来。

期限到来を見据え、
過疎問題懇談会で
中間的整理を公表
(次ページ)

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」
及び「財政力要件」より判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少
しており、財政力の弱い市町村を指定

IV 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(平成29.4.1)	817	1,718	47.6 %
人口(平成27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平成27国調: km ²)	225,468	377,971	59.7 %

※「みなし過疎」と「一部過疎地域」を含む。

III 各種施策

(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援(平成31年度計画額4,700億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
 - ・平成22年の改正過疎法により、従来のハード事業に加えて新たに「ソフト事業」(地域医療の確保、交通手段の確保、集落の維持・活性化等、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業(基金積立も含む))も過疎債の対象とした。
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

○過疎地域等自立活性化推進交付金(平成31年度予算額:6.9億円)

新たな過疎対策に向けて～持続可能な低密度地域社会の実現～（中間的整理）（要旨）

平成31年4月5日 過疎問題懇談会（座長：宮口早稲田大学名誉教授）公表

1 検討の経緯

- 現行の過疎法の期限（2021年3月末）を踏まえ、一昨年度以来、10回の会合と6回の現地視察を実施。
- これまでの議論・主な意見について中間的に整理。今後、さらに検討を進め、2020年前半を目処に、新たな過疎対策の理念、対象地域のあり方、施策の視点、支援制度のあり方等について提言を行う予定。

2 これまでの過疎対策の成果と課題（例示）

<2018年4月1日現在の過疎関係市町村の状況>（カッコ内は全国比。人口はH27国勢調査）
市町村数：817団体（47.5%） 人口：10,878,661人（8.6%） 面積：225,467.94km²（59.7%）

以下のデータの過疎地域は、原則としてH30.4.1現在の過疎地域

①人口減少と少子高齢化

- 人口減少率は拡大、高齢者比率は上昇、若年者比率は低下。
 - ・人口増減率（H27/S45）：過疎 Δ 36.1% 全国 +21.4%
 - ・高齢者比率（S45→H27）：過疎 9.8%→36.7% 全国 7.1%→26.6%
 - ・若年者比率（S45→H27）：過疎 20.9%→10.5% 全国 27.8%→14.6%

②産業振興

- 経済指標は改善しているが、全国とは格差。
 - ・従業者1人当たり製造品出荷額（H28）：過疎 27.1百万円、全国 42百万円
 - ・過疎地域の入込観光客数：592百万人（H22）→647百万人（H28）
 - ・過疎地域の企業立地数：393件（H22）→633件（H28）

③交通の確保

- 市町村道の整備水準は着実に改善している一方、路線バスの路線数は減少。
 - ・市町村道舗装率：2.7%（S45）→71.0%（H28）
 - ・全国の乗合バスの廃止路線キロ数（累計）：13,108km（H27）

④情報通信基盤の整備・利活用

- 携帯電話サービスエリアカバー率等は高い水準にまで整備。一方で、未整備地域のほとんどは過疎地域。

⑤生活環境の整備

- 水道、下水道等の施設整備は着実に進展。持続可能な経営の確保が課題。
 - ・水道普及率：56.6%（S45）→92.6%（H28）
 - ・水洗化率：46.5%（H12）→76.2%（H28）

⑥医療・福祉の確保

- 無医地区数は昭和53年と比較して半減したが、いまだ多くの無医地区が存在。介護人材等の確保も課題。

⑦教育の振興

- 高等学校進学率の全国との差は解消。大学等進学率は上昇しているものの、全国との格差は拡大。
 - ・高等学校進学率：91.8%（S55）→98.9%（H29）
 - ・大学等進学率：31.1%（H15）→37.8%（H29）

⑧集落の存続・活性化

- 小規模、高齢者割合の高い集落が増える傾向。今後、約5%の集落が無居住化する可能性。

3 過疎地域を取り巻く環境の変化

(1) 過疎地域を取り巻く課題の展望

①人口減少社会の到来、加速する過疎地域の人口減少

- 都市においてもその多くが人口減少傾向。
→ 過疎対策の意義を新たにとらえ直す必要。
- 過疎地域での人口減の加速、地域社会の存続懸念も。
→ 「持続可能な地域社会」の構築に取り組む必要。

③公共施設等の老朽化・統廃合等

②担い手不足の深刻化

- 今後、過疎地域でも担い手不足がさらに深刻化するおそれ。
→ 少ない担い手でも生産・サービスを維持できる仕組みづくりを進める必要。

④農地、森林、住まい等の管理

(2) 過疎地域の課題の克服に向けた新たな兆し

①新しい人の流れ

- 若い世代を中心に「田園回帰」の潮流の高まり。
※都市部からの移住者が増加している区域が増加
20代、30代中心に農山漁村に移住してみたい都市部住民が3割
- 地域おこし協力隊の隊員数が大幅に増加。
- 「関係人口」に着目した継続的かつ複層的ネットワークづくり。

②しごとづくりの新たな展開

- 「起業化」、「継業化（事業承継）」、「移業化（仕事を持ち込む。サテライトオフィスなど）」、「多業化（林業と農業など）」の新たな流れ。
- 地域資源の特徴を生かしたスモールビジネスの拡大。
- ネット環境を活用した宣伝や販売とのマッチング。

③新しい組織とネットワーク

- 「地域運営組織」の形成の進展。
（例）山形県川西町の「NPO法人きりりよしじまネットワーク」の取組
- 「集落ネットワーク圏」の形成の進展。
（例）奈良県川上村の「一般社団法人かわかみらいふ」の取組

④SDGsの取組の広がり

- 「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」との理念を掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の考え方の広がり。
（例）岡山県真庭市や北海道下川町の循環型地域経済形成に向けた取組

⑤Society5.0の可能性

- トラクターの自動運転、センサーによる鳥獣被害対策、5Gを活用した遠隔診療などの可能性の広がり。

⑥市町村間の広域連携、都道府県による補完

- 市町村間の広域連携による行政サービスの提供の展開。
（例）長野県飯田市等の救急医療体制確保等の取組
- 都道府県による市町村の補完の展開。
（例）高知県の地域支援企画員の取組

⑦農地、森林の保全のための新たな法制度

⑧過疎地域の実情を踏まえた規制（技術的基準）の見直し

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(1) 過疎地域の役割と過疎対策の必要性

① 過疎地域の役割

- 食料や水の供給、日本人の心のふるさと、多様な生態系保全などのほかに、
・「先進的な少数社会(多自然型低密度居住地域)」として国土の価値を維持
・食、生活、芸能、文化などの多様性を保持
・農地や山林の防災・減災機能を通じて都市部の被災を低下させる

② 過疎対策の必要性

- 過疎地域が期待される役割を発揮するとともに、過疎地域が抱える課題を解決するためには、現行過疎法の期限(2021年3月末)以降も、引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要。

【過疎地域の社会的価値に関するアンケート調査】

※全国の20～69歳の住民(1,460人)から回答(H30.10)

[問]過疎地域が有する公益的機能のうち重要だと思う役割(対非過疎住民)

食料や水を生産・供給する場としての役割 20.8%

多様な生態系を持つ自然環境を保全する役割 14.2%

日本人にとっての心のふるさととしての役割 13.0% など

[問]過疎地域に対する支援や対策の必要性

必要と思う※ どちらともいえない 必要とは思わない※

過疎住民 78.4% 16.9% 4.8%

非過疎住民 72.9% 20.8% 6.2%

※「どちらかといえば」を含む割合

(2) 新たな過疎対策の理念

- 新たな理念も検討(現行法は「自立促進」)。
考えられる内容は以下のとおり。今後さらに議論。
 - ・ 過疎地域の存続
 - ・ 都市と過疎地域の共生推進
 - ・ 過疎地域における対流推進
 - ・ 過疎地域の保全推進

(3) 過疎対策の対象地域のあり方

- 様々な意見があり、今後さらに議論。
(主な意見)
 - ・ 平成の合併後の市町村単位が基本
 - ・ ある程度大きな市の一部過疎はその市に委ねる
 - ・ 明治の合併後の村単位
 - ・ 人口要件、財政力要件以外を含める
 - ・ 人口減少率ではなく人口密度に着目

(4) 新たな過疎対策の施策の視点

持続可能な地域社会の実現に向け、担い手の確保、働く場の確保、生活支援サービスの確保を図る観点から、以下を踏まえて検討。今後さらに議論。

- ① 産業振興における「個性を生かした内発的発展」の重視
- ② 革新的な技術も活用した「格差是正」の継続
- ③ 集落における地域運営組織と集落ネットワーク圏の推進
- ④ 地域住民等の「参画」と「育成」の推進
- ⑤ 各分野における「交流」の推進

(5) 支援制度のあり方

- 今後、現行法に基づく国庫補助や税制等の支援制度のあり方を検討。
- 過疎対策事業債を中心とする現行法の支援策は、市町村の自主性を尊重する仕組みとなっており、継続することが基本。
- 都道府県の役割のあり方、現行法にない支援制度の必要性も今後議論。

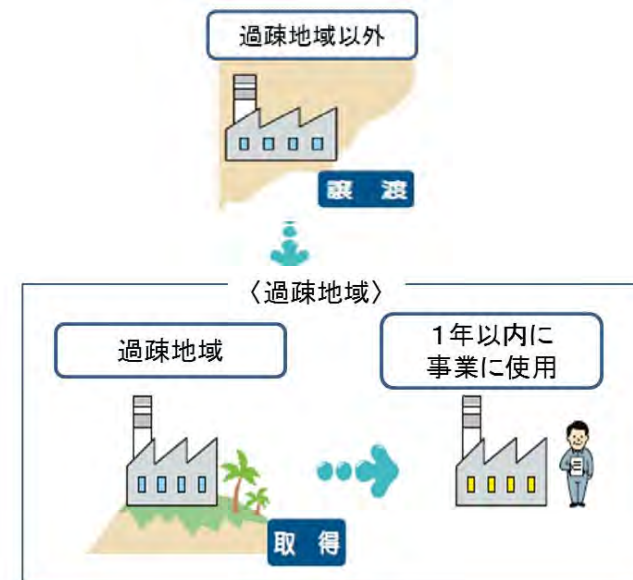
過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

過疎地域への企業誘致・雇用拡大を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べる措置。

1. 内 容: 譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ。

(考え方)

- 買い換えた資産について、買換資産の取得価額又は譲渡資産の対価の額のいずれか少ない方の金額に、譲渡対価にかかる差益分を乗じた額の80%の範囲内で、買換資産の帳簿価額を圧縮できる(帳簿価額の減額分に税率を乗じた額が当該年度における減収額となる)。
- なお、買換資産の減価償却の累計額は、帳簿価額を減額した分だけ少なくなるので、減価償却期間を通じて損金算入できる額自体は変わらない(課税を繰延べする効果のみ)。



2. 適用期間: 3年間(所得税:平成32年(2020年)12月31日まで、法人税:平成32年(2020年)3月31日まで)

3. 経 緯: 昭和45年過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。

4. 適用実績:

	適用件数	適用額 (損金算入額)	減収見込み額
H27	4	1億3882万円	3317万円
H28	8	13億1968万円	3億0880万円
H29	3	7億7803万円	1億8205万円

※適用件数及び適用額については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。
 ※減収見込み額については、適用額に基本税率を乗じて算出。

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

過疎地域における雇用の増大を図るため、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を新增設して事業の用に供した場合に特別償却が可能。

1. 内容

○ 個人又は法人が、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法の定めにより、建物、機械等の資産について、通常の償却額に加え、その事業年度に限り、取得価額の一定割合を特別償却額として計上し、損金に含めることができる。これにより、課税の繰り延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができる。

○税 目：所得税、法人税

○対象設備：

設備\業種	製造業	旅館業	農林水産物等販売業
建物及び附属設備	○	○	○
機械及び装置	○	—	○

○特別償却率：建物及び附属設備…取得価額の6/100、機械及び装置…取得価額の10/100

2. 適用期間： 2年間(平成33年(2021年)3月31日まで)※平成31年度税制改正で期間延長

3. 経緯： 昭和45年過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。
対象業種、取得価額及び特別償却率は順次見直し。

4. 適用実績：

	適用件数	適用額 (特別償却限度額)	減収見込み額	本特例を活用した設備 投資に係る新規雇用者数
H27	68	8億6857万円	2億0758万円	185人
H28	68	11億3351万円	2億6524万円	132人
H29	76	16億4689万円	3億8537万円	260人

※ H27～29の適用件数及び適用額については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。

※ 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数については、過疎対策室調査による。

※ 減収見込み額については、適用額に基本税率を乗じて算出。

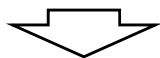
5. 運用： 本特例措置が過疎地域内における雇用の増大に寄与していることを市町村が確認(平成31年4月5日付総行過第35号)。

過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の課税免除等に対する減収補填措置

都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

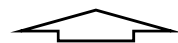
製造業・旅館業・農林水産物等販売業

過疎地域において、減価償却資産の取得価額の合計が2,700万円を超える設備を新增設した場合(※1)



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地



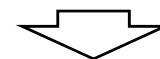
地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
(最初に課税免除等を行った年度から3年間(※2))

※1:市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎法第33条第1項に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった地区を除く。

※2:不動産取得税は当該年度分。

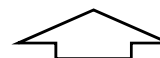
畜産業・水産業(※3)

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超~1/2以下の場合



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------



地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

※3:過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

○適用実績

	適用件数	減収補填額
H27	1,405	36億0061万円
H28	1,617	40億1745万円
H29	1,685	43億2729万円

※1 適用件数及び減収補填額については、過疎対策室調査による。

※2 件数は、業種及び税目毎に、1事業者を1件として計上している。

また、同一事業者が複数の地方公共団体にあるそれぞれの事業所で課税免除等の適用を受けた場合は、それぞれを1件として計上している。

ラグビーワールドカップ2019

ラグビーワールドカップ 2019 (概要)

○ 大会概要

- ・主 催：ワールドラグビー (WR)
(国際ラグビーボード (IRB) が2014年11月に組織名称を変更。
実際の運営業務は管理監督下のラグビーワールドカップリミテッド
(RWCL) が実施)
- ・開催時期：2019年9月20日～11月2日 (約6週間)
- ・参加チーム：20チーム
- ・試合数：48試合
- ・試合会場：日本全国で12会場 (右記のとおり)

○ 大会の特徴

- ・アジアで初のラグビーワールドカップ
- ・ラグビー伝統国以外で初のラグビーワールドカップ
- ・ラグビー (7人制) が五輪種目に採用されてから最初の大会
- ・有料観客動員数では夏季五輪、FIFAワールド杯に次ぐ大会
(観客動員数見込み 150～180万人)
(参考) 2015年大会 (イングランド大会)
13会場・観客数247万人・放映209カ国

○ 日本における大会運営

- ・公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会
- ・平成24年に一般財団法人として設立、平成25年に公益財団法人化
- ・会 長：御手洗 富士夫 氏 (経団連名誉会長)
副会長：森 喜朗 氏 (日本ラグビーフットボール協会名誉会長)
岡村 正 氏 (日本ラグビーフットボール協会会長) 他
事務総長：嶋津 昭 氏 (一般財団法人地域総合整備財団顧問)

○ ラグビーワールドカップ2019開催都市全12都市一覧

開催都市	試合開催会場
札幌市	札幌ドーム
岩手県・釜石市※	<small>うのすまい</small> 釜石鶴住居復興スタジアム (仮称)
埼玉県・熊谷市※	熊谷ラグビー場
東京都	東京スタジアム
神奈川県・横浜市※	横浜国際総合競技場
静岡県	小笠山総合運動公園エコパスタジアム
愛知県・豊田市※	豊田スタジアム
大阪府・東大阪市※	東大阪市花園ラグビー場
神戸市	神戸市御崎公園球技場
福岡県・福岡市※	東平尾公園博多の森球技場
熊本県・熊本市※	熊本県民総合運動公園陸上競技場
大分県	大分スポーツ公園総合競技場

〔「※」の開催都市は、共同開催
開幕戦は東京スタジアム、決勝戦は横浜国際総合競技場〕

ラグビーワールドカップ2019に係る地方財政措置の考え方について

○ 地域交流等の取組に対する特別交付税措置

(対象団体)

- ・ 開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体
(地域交流については、ラグビーワールドカップ2019における地域交流推進要綱(以下「要綱」という。)に基づき、スポーツ庁が支援の対象と認めている地方公共団体。)

(対象事業)

① 地域交流

要綱に基づく交流計画に記載した取組に要する経費(行政の内部管理経費は対象外)。

- － 歓迎イベントの実施、選手団による現地体験、競技イベントの開催、ボランティアの研修に要する経費 等

② 公認キャンプ実施

公認キャンプ実施のための基準を満たすトレーニング施設の確保や必要な環境整備に要する経費。

- － トレーニング機器のレンタル、トレーニング施設としての民間施設利用、セキュリティ確保に要する経費(フェンス設置費など) 等

○ 開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体が行う施設改修に係る地方債措置

(対象団体)

- ・ 開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体
(いずれも公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体。)

(対象事業)

① 開催自治体においては、既存のスポーツ施設を「会場建設等に関する運営計画」が求める必須条件に適合させるために必要不可欠な改修事業。

② 公認キャンプ候補地自治体においては、既存のスポーツ施設を公認チームキャンプ地ガイドラインの基準(必須条件に限る。)に適合させるために必要不可欠な改修事業。

(施設の新設は対象外。その他、地域活性化事業債の取扱いに準じる。)

(地方債措置)

- ・ 地域活性化事業債(充当率90%、交付税措置率30%)

空家対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法について

概要

背景

- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(法1条)

施策の概要

- 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等(法5条～8条)
- 空家等についての情報収集(法9条～10条)
- 空家等及びその跡地の活用(法13条)
- 特定空家等に対する措置(法14条)
- 財政上の措置及び税制上の措置等(法15条)

施行状況

○国土交通省・総務省調査(平成30年10月1日時点)

空家の定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(法2条1項)
- 「特定空家等」とは、
 - ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われなにより著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。(法2条2項)

空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

1. 空家等対策計画の策定状況

2. 特定空家等に対する措置の実績

3. 法定協議会の設置状況

	市区町村数		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度(～10月1日)		合計		
	市区町村数	比率	市区町村数	措置件数	市区町村数	措置件数	市区町村数	措置件数	市区町村数	措置件数	市区町村数	措置件数	
既に策定済み	848	49%											
策定予定あり	696	40%											
平成30年度	274	16%	助言・指導	167	2,890	221	3,515	278	4,271	250	2,408	493	13,084
平成31年度以降	96	5%	勧告	25	57	74	210	91	285	54	156	161	708
時期未定	326	19%	命令	3	4	17	19	30	47	9	18	51	88
策定予定なし	197	11%	代執行	1	1	10	10	12	12	5	6	26	29
合計	1,741	100%	略式代執行	8	8	23	27	33	40	14	14	68	89

	市区町村数	比率
設置済み	669	38%
設置予定あり	483	28%
平成30年度	98	6%
平成31年度以降	66	4%
時期未定	319	18%
設置予定なし	589	34%
合計	1,741	100%

- ・調査対象:1788団体(47都道府県、1741市区町村)
- ・回収数:1788団体(回収率100%)

地方自治体の空き家対策への地方財政措置

概要

- 空き家が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村は空家等対策計画の策定等により、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の利活用・除却等の地方自治体が行う空き家対策のプロセス全体を特別交付税により支援

対象経費

- 市町村が行う次の取組に係る地方負担について特別交付税措置

①空き家対策のために必要な調査

- ・空き家等の所有者特定のための調査
- ・空家等対策計画の策定等のために必要な空き家住宅等の実態把握

②空き家対策を講ずる上で必要な体制整備

- ・空き家に関するデータベースの整備
- ・空き家相談窓口の設置 等

③空家等対策計画の策定

④空き家の利活用

- ・空き家バンクの設置
- ・空き家の入居者への家賃補助 等

⑤危険な空き家の除却・改修

<除却のイメージ>



- ※①及び③については、国庫補助事業の地方負担分に限る。
- ※都道府県についても、国庫補助事業の地方負担分（①、③、⑤）を対象とする。

「空き家対策に関する実態調査」結果（概要）

近年、全国で空き家が増加（※）。自治体は独自に対処してきたが、取組に限界。そのため、平成26年に「空家法」が成立、翌27年5月全面施行された。

本調査は、国民に適切な管理を求める新たな空き家対策の仕組みについて、導入後間もない時点における取組状況を把握・整理し、自治体の今後の空き家対策を後押しするために実施したもの（代執行を実施した37自治体を中心に、全国93自治体を調査）。

※ 平成25年住宅・土地統計調査において、全国の空き家は820万戸。その中でも、長期にわたって不在等の状況にある空き家は318万戸（平成5年から20年間で2.1倍に増加）

調査結果＜概要＞

- ★ 空き家対策の手法は、自治体の人口や実施体制、空き家の立地状況等によって様々
今回当省が調査結果としてまとめた各事例集等も参考に、各地における空き家対策の更なる取組が推進されることを期待

空き家の所有者等の特定の実施状況

空家法で活用可能となった固定資産税情報により、所有者等の特定に大きな効果。しかし、相続人が多数存在する例や、相続人の半数が他自治体に居住している実態もあり、今なお自治体が行う所有者等の特定に多大な負担



現在、価値が減少して固定資産税が課税されていない家屋について、課税されていた当時の氏名や住所等の税情報を活用した例、士業団体等の外部専門家の知見を活用した例あり

管理不全の空き家に対する取組の実施状況（代執行等）

「状況改善に向けた何らかの対応」及び「助言・指導」については、改善がみられたのはそれぞれ半数程度。自治体は、無反応な所有者等や、危険性や管理責任を認めない所有者等への対応に苦慮

代執行は、「実施に係る事務が煩雑で実施が困難」とする自治体が多い。さらに、代執行実施後の費用回収に苦慮・あきらめ



指導文書の用紙色の変更や現場写真の同封等、助言・指導時の所有者等への働きかけの工夫例あり

48代執行例を収集し、隣接地・道路等の所有者・管理者等との協議、工事手法、財産管理人制度の活用による費用回収等、具体の実施手順等を整理

所有者不明土地対策の推進

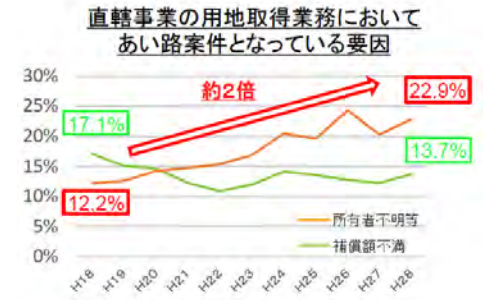
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 (平成30年6月6日成立、6月13日公布、平成30年法律第49号)

背景・必要性

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、**所有者不明土地(※)**が全国的に増加している。
- (※) 不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地
- 今後、相続機会が増加する中で、**所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。**
- **公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。**

平成28年度地籍調査における所有者不明土地

- ・ 不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合 (所 : 約 **20%** 所有者不明土地の外縁)
- ・ 探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地 (最狭義の所 : **0.41%** 所有者不明土地)



経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日閣議決定) (抜粋)

・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

法律の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み 【平成31年6月1日施行】

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化 (所有権の取得)

- 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定 (審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化) (※) マニュアル作成等により、認定を円滑化

② 地域福利増進事業の創設 (利用権の設定)

- 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
- 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定 (所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)



2. 所有者の探索を合理化する仕組み 【平成30年11月15日施行】

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※) 合理化を実施。(※)照会の範囲は親族等に限定

① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報(固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み 【平成30年11月15日施行】

財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設 (※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

- 【目標・効果】 ○ 所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで) : 約1/3短縮(約31→21ヵ月)
- 地域福利増進事業における利用権の設定数 : 施行後10年間で累計100件

所有者不明土地等問題 主要施策の工程表

平成31年2月19日 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議資料より作成

課題等	2019年	2020年
<p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共的目的の利用を可能とする新制度 ・財産管理制度の申立権を市町村長等へ付与 ・長期相続登記等未了土地を解消する新制度 ・所有者不明農地・林地の利活用促進の新制度 	<p>新制度の準備 省令・ガイドラインの整備等</p> <p>・新制度の普及・啓発、地方公共団体への支援等 ・2020年度末までに約14万筆の長期相続登記等未了土地の解消作業に着手</p> <p>・土地収用法に係る所有者探索の合理化等（マニュアルの周知等） ・共有私道ガイドラインの周知等</p>	
<p>土地所有に関する基本制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会で、管理不全の土地が増加し、周辺環境が悪化し、有効利用が阻害 ・地籍調査について、一部の所有者が不明な場合などに、調査が進まず、進捗が遅れ 	<p style="text-align: center;">制度改正の具体的方向性を提起</p> <p>国土審議会とりまとめ（2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地所有者の責務と、土地の適切な利用・管理のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・所有者、近隣住民、地方公共団体、国等の 責務と役割分担を明確化 ・土地の適切な利用・管理の促進策等を関係機関が検討し、土地政策を再構築 ○ 地籍調査の円滑化・迅速化のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明の場合等でも調査が進むよう、公告による調査の導入など、手続きを見直し ・都市部、山間部において、地域の特性に応じた新たな調査手法を導入し、調査を効率化 	<p style="text-align: center;">期限を区切って改正を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民事基本法制の見直しとあわせて土地基本法等の見直し ○ 国土調査促進特別措置法の改正（10か年計画の策定）とともに、国土調査法等の見直し
<p>登記制度・土地所有権の在り方等に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表題部所有者の記録が「A外〇名」となっている等の変則型登記が存在し、用地取得の障害 ・相続が生じて、遺産分割や登記が行われず、所有者不明土地が多く発生 ・遠隔地居住の相続人等が土地を管理することができず、環境悪化 ・所有者が一部不明な共有地は、合意が得られず管理や処分が困難 	<p>研究会とりまとめ（2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 変則型登記の解消（今国会に、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案を提出） <ul style="list-style-type: none"> ・登記官等による所有者の探索結果を登記に反映する制度を創設 ・探索をしても所有者の特定ができなかった土地について、裁判所が選任する管理者による管理制度を創設 ○ 所有者不明土地問題の解決に向けた民法、不動産登記法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・相続登記の義務化について、登記手続の簡略化や実効性を確保する方策と併せて検討 ・所有者不明土地の発生を抑制するため、土地所有権の放棄を認める制度を検討 ・権利関係の複雑化を防止するため、遺産分割に期間制限を設けることを検討 ・所有者不明土地の円滑、適正な利用を可能とするため、不明共有者の共有関係の解消等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民事基本法制の見直し
<p>土地所有者情報を円滑に把握する仕組み等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記名義人死亡時に相続登記がされなければ、登記記録から直ちに土地所有者情報の把握が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記簿と戸籍等を連携するための方策 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍副本の管理システムを利用して特定の行政機関等に対して戸籍情報を提供するための法整備を実施 ・上記を踏まえたシステムの設計・開発等を行い、その活用等により、登記簿と戸籍等を電子的に連携させ、登記情報を最新のものに改めるための方策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記簿と戸籍等を連携するために必要な制度の整備

PPP／PFIの導入促進

PPP/PFIの導入促進（総務省の取組）

- 厳しい財政制約の中で公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、PPP/PFIによる民間の資金やノウハウの活用は重要

1 地方公共団体への周知

- ・ 地方公共団体に対し、PFI事業の円滑な実施の促進のため、公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定後の公営企業の取扱等についての通知を发出（平成26年6月30日付け総務省大臣官房地域力創造審議官通知）。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を发出。あわせて、優良事例の横展開など、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を促進。
- ・ また、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえ、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について」（平成27年12月17日付け内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、総務省大臣官房地域力創造審議官通知）を发出し、優先的検討規程の策定を要請。
- ・ 「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（国土交通省・内閣府・総務省）」を作成・公表（平成28年10月）。※別紙参考
- ・ 公営企業についても、水道・下水道事業における広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「公営企業の経営のあり方に関する研究会」報告書に示された留意点等について、地方公共団体への周知を実施。あわせて、公営企業会計の適用については、新たなロードマップにより、人口3万人未満の地方公共団体における取組を一層促進。

PPP/PFIの導入促進（総務省の取組）

2 公共施設等総合管理計画の策定、見直し・充実

- ・ 公共施設等の更新などに際してPPP/PFIは有効な手段であることから、公共施設等総合管理計画の策定、見直し・充実にあたってPPP/PFIを積極的に活用するよう検討することが重要。
- ・ 公共施設等総合管理計画については、各地方公共団体に対して、平成26年度から28年度までの3年間の策定を要請（平成26年4月22日付け総務大臣通知）。あわせて、計画策定にあたっての指針を策定（平成30年2月27日改訂）。当指針では、計画の検討にあたってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう明記。
- ・ また、説明会の開催等により地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定、見直し・充実を促進。

3 地方公会計の整備

- ・ PPP/PFIの導入促進のためには、地方公共団体が保有するストック情報を民間事業者に対して開示することが重要。
- ・ 総務省では、各地方公共団体に対して、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、公表を前提とした固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備するよう要請（平成27年1月23日付け総務大臣通知）し、ほぼ全ての団体で整備済み。分析手法や事例の紹介、研修等の実施、特別交付税措置等により、予算編成や資産管理等への活用を促進。

4 地方財政措置

- ・ 地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる（イコールフットイングを図る）ことが基本。
- ・ 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じている。
- ・ 「全国都道府県財政課長市町村担当課長合同会議（平成27年4月24日）」や「地方行政サービス改革の推進に関する地方財政措置について」（平成27年8月28日付け総務省自治財政局財政課事務連絡）において周知。

5 PPP/PFIに係る調査研究

- ・ 地方公共団体においてPFI事業を遂行する際に、実務上課題となることについて、解決策を探るとともに、新たな取組の優良事例を調査研究し、地方公共団体に周知。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の一部を改正する法律の概要【総務省関係抜粋】

背景・必要性

- PPP/PFIの着実な推進を図る観点から、政府は、10年間（平成25年度から34年度まで）に21兆円の事業規模目標を掲げている（PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版））。
- 上記目標を達成すべく、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業（コンセッション事業）の実施の円滑化に資する制度面での改善措置及び上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置を講ずる。

法案の概要

● 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合*における地方自治法の特例

- ①利用料金の設定の手続については、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。
- ②公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設ける。

	コンセッション制度		指定管理者制度	
利用料金の設定	届出	承認	届出	届出
運営権の移転の許可・指定管理者の指定に係る議会の議決	条例に特別な定めがある場合において不要	必要	条例に特別な定めがある場合において不要	条例に特別な定めがある場合において事後報告で可

* 国際会議場施設、音楽ホールなど

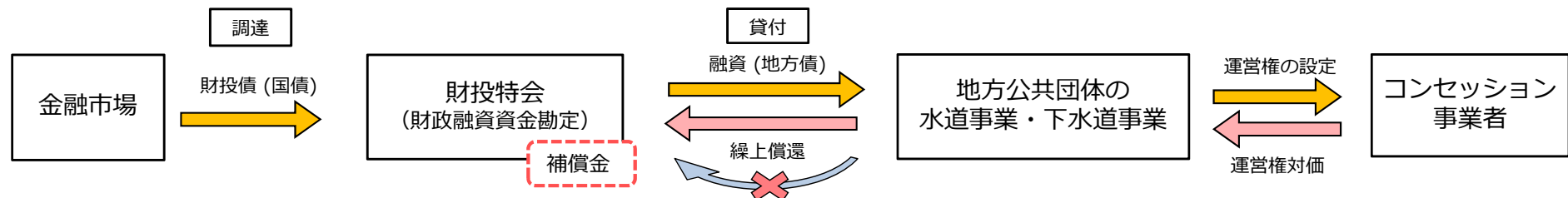
PFI法による特例

条例で地方公共団体が設定

● 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

政府は、平成30年度から平成33年度までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとする。

（注） なお、地方公共団体金融機構資金についても、同様の措置を講ずるよう政府から要請する。



PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（概要）

＜PPP推進に係るボトルネック＞

行政

・民間事業者から有意義な提案がなされるよう、有意義な提案をした民間事業者に対してインセンティブを与えたい。



・公共調達であるが故に、公平性・公正性の確保に留意する必要がある。

民間事業者

・提案にもコスト（時間・費用）がかかる。

・公募条件において、コストをかけた提案を「ただ取り」されたのでは割が合わない。



上記ボトルネックを解決するため、「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」における議論を踏まえて、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」として取りまとめ。

○「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」構成員

構成員

大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授	内閣府民間資金等活用事業推進室参事官
小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	総務省自治行政局 地域自立応援課地域振興室長
根本 祐二 東洋大学経済学部教授	国土交通省総合政策局官民連携政策課長
宮本 和明 東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授	国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課事業総括調整官
村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科教授	国土交通省土地・建設産業局 建設業課入札制度企画指導室長

国土交通省資料より作成

ポイント1: ルールの事前明示

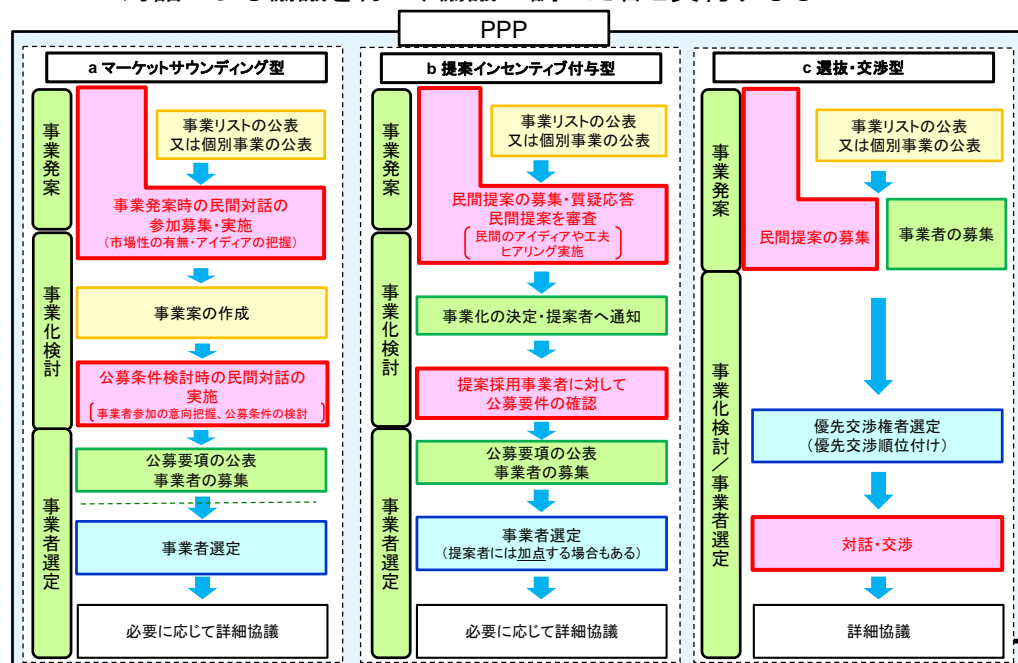
（直接・間接の）インセンティブがあり得ることを、提案募集の前に明示。

ポイント2: 中立的な第三者の活用

事業者選定に当たり、外部有識者等からなる第三者機関を活用。

【対話方式の概要】

- 明示的なインセンティブがなくとも、アイデアや意見がその後の検討内容や公募条件に反映される得ることが民間事業者のインセンティブとなる場合
 - ⇒ a. マーケットサウンディング型
参加事業者を募り、個別ヒアリング等により、意見交換・対話を行うもの
- 明示的なインセンティブが必要な場合
 - ⇒ b. 提案インセンティブ付与型
事業者選定評価において、提案が採用された事業者に対してインセンティブ付与（加点）を行うもの
 - ⇒ c. 選抜・交渉型
提案内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約するもの



近年の条件不利地域の振興立法の改正

近年の条件不利地域の振興立法の改正について

- 平成27年度末に半島振興法及び山村振興法が改正。法期限を10年間延長（平成37年3月31日まで）。
- 平成30年度末に奄美群島振興開発特別措置法が改正。法期限を5年間延長（平成36年3月31日まで）。

半島振興法（昭和60年制定）

○対象地域：23地域（22道府県）

法改正にあわせて充実された予算措置・地方財政措置

- 半島振興広域連携促進事業の創設
- 地方税の不均一課税に伴う減収補填措置
- 半島振興道路整備事業に係る地方債 等

山村振興法（昭和40年制定）

○対象地域：全国734市町村（44都道府県）

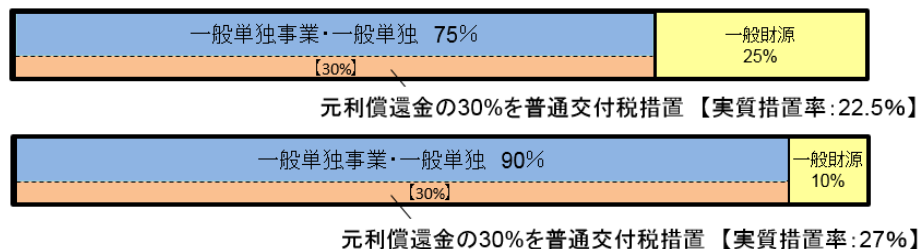
法改正にあわせて充実された予算措置・地方財政措置

- 山村活性化支援交付金の創設
- 地方税の不均一課税に伴う減収補填措置 等

【半島振興道路整備事業に係る地方債（一般単独事業・一般事業）】

（措置率） 充当率75%、交付税措置率30%

このうち防災機能強化に資する道路：
充当率90%、交付税措置率30%（下線部が拡充部分）



奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年制定）

○対象地域：12市町村（1県）

法改正にあわせて充実された予算措置・地方財政措置

- 奄美群島振興交付金の充実・強化
- 上記交付金について成長戦略の実現に向けた支援メニューを新設し、地方負担分に対して新たに特別交付税措置 等